

第78回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第1日）

平成29年9月6日（水曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	尾 崎 文 昭	書 記	鎌 田 康 正
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平 田 秀 三	総 務 課 長	森 下 守
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	安 東 文 裕
	住 民 課 長	敏 蔭 高 弘	健康福祉課長	大 永 克 司
	高年介護課長	藤 木 卓	農林振興課長	加 藤 逸 生
	商工観光課長	中 石 嘉 勝	建 設 課 長	横 山 重 明
	上下水道課長	森 田 善 章	上 月 支 所 長	和 田 始
	南 光 支 所 長	阿 山 安 秀	三日月支所長	船 引 和 範
	会 計 課 長	高 見 寛 治	教 育 課 長	谷 口 俊 廣
	生涯学習課長	服 部 憲 靖	代表監査委員	樫 本 忠 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
日程第 2. 会期決定の件
日程第 3. 行政報告について
日程第 4. 報告第 4 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 5. 報告第 5 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
日程第 6. 報告第 6 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
日程第 7. 議案第 70 号 工事請負契約の締結について（佐用町水道中央監視システム更新工事）
日程第 8. 議案第 71 号 町道路線の廃止について
日程第 9. 議案第 72 号 佐用町西新宿出張診療所条例を廃止する条例について
日程第 10. 議案第 73 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 11. 議案第 74 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第 12. 議案第 75 号 平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 13. 議案第 76 号 平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 14. 議案第 77 号 平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 15. 議案第 78 号 平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 16. 議案第 79 号 平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 17. 議案第 80 号 平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 18. 議案第 81 号 平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 19. 議案第 82 号 平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 20. 議案第 83 号 平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 21. 議案第 84 号 平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 22. 議案第 85 号 平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 23. 議案第 86 号 平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 24. 議案第 87 号 反訴の提起について
日程第 25. 認定第 1 号 平成 28 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 26. 認定第 2 号 平成 28 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 27. 認定第 3 号 平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 28. 認定第 4 号 平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 29. 認定第 5 号 平成 28 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 30. 認定第 6 号 平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 31. 認定第 7 号 平成 28 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 32. 認定第 8 号 平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 33. 認定第 9 号 平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

- 日程第 34. 認定第 10 号 平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 35. 認定第 11 号 平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 36. 認定第 12 号 平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 37. 認定第 13 号 平成 28 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 38. 認定第 14 号 平成 28 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 39. 認定第 15 号 平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 40. 認定第 16 号 平成 28 年度佐用町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 41. 決算監査報告について
- 日程第 42. 選挙第 1 号 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第 43. 同意第 2 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 44. 同意第 3 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 45. 同意第 4 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 46. 同意第 5 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 47. 同意第 6 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 48. 特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 49. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 50. 委員会付託について

午前 0 9 時 3 0 分 開会

議長（岡本安夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに、第 78 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、おそろいでご参集を賜り、まことに御苦労さまです。

開会に当たり一言御挨拶申し上げます。

7 月、8 月、本当に暑い、厳しい夏が続きました。そういう中で、明日、9 月 9 日から秋分までの間を暦の上では、白露というのだそうです。白露と申しますのは、草や木に朝露が乗るころということで、こうなりますと気温的には非常にしのぎやすくなり、植物にとっては寒暖差がついて、非常においしくなるというような時期であります。

そういう中でも、これからも残暑がぶり返して、厳しい折が続くと思いますけれども、それぞれご自愛なさっていただいて、この議会を乗り切っていただけたらなと思います。

農家の皆さんにおかれましては、これから刈り取りなど秋の収穫ということで、非常に忙しい時期が続くと思います。

また、議員におかれましても、9 月になりますと、9 月、10 月といろんな行事がたくさんあります。そういうことで、それぞれまた、御足労願うこともあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、座って失礼します。

さて、本日の定例会には、報告 3 件、平成 29 年度一般会計補正予算などの議案 18 件、平成 28 年度会計決算の認定 16 件、選挙 1 件、同意 5 件の計 43 件が付議されております。

議員各位には、慎重なるご審議を賜り、これから諸案件につき適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の御挨拶とします。

それでは、町長、御挨拶をお願いします。

町長（庵逄典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

今、議長、御挨拶のように、9月に入って、ようやく秋らしくなってきました。

今日、明日は、ちょっと天気がぐずつきますけれども町内各地、早いところでは稲刈りが始まっております。今年の作柄は非常に病虫害も少なく、また、台風等の被害もないということで、非常にきれいなお米ができていないかなというふうに喜んでおります。

今年、非常に暑い夏が続きましたけれども、佐用町内におきましては、ああした全国で起きているようなゲリラ的な豪雨、そういうものなくて、台風もそれて、本当に平穏な中で、こうして収穫の秋、取り入れの秋を迎えれたことを大変うれしく思っているところです。

ただ、9月1日が防災の日、9月3日には、中西播合同の防災訓練、姫路で大規模な防災訓練も行われました。佐用町におきましては、河川の改修工事も終わって、今年は、おかげさまで職員を緊急に招集するようなこともなく、こうした平穏な中で推移しているのですけれども、それだけに、どうしても防災に対する油断というものも出てきやすくなっています。

先般の朝礼におきましても、今年もそういう今の状態ですけれども、9月というのは、一番台風も、まだまだこれから発生しやすい時期です。気候が、これだけの変動が激しい中で、十分にそうした心構えというのは、しっかりと持っておかなければならない。特に防災計画等を、しっかりともう一度確認をして、油断のないように備えるようにという指示もしたところでございます。

そういう中で、9月定例議会、本議会におきましては、平成28年度の各会計決算、収支決算、また、本年度の補正予算等、多くの議案、案件を上程をさせていただきます。それぞれ、慎重にご審議をいただき、適切な結論をいただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げまして開会に当たりましての御挨拶にかえさせていただきます。

議長（岡本安夫君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第78回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長、代表監査委員であります。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、よろしくお願いします。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（岡本安夫君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。13番、平岡きぬゑ君。1番、加古原瑞樹君。

以上の両君をお願いします。

日程第２．会期決定の件

議長（岡本安夫君） 続いて日程第２、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日９月６日から９月２７日までの２２日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日９月６日から９月２７日までの２２日間と決定しました。

日程第３．行政報告について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第３、行政報告に入りますが、報告事項がない旨、連絡がありましたので、その報告をし、日程第３を終了します。

議長（岡本安夫君） なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第４．報告第４号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（岡本安夫君） それでは日程第４、報告第４号であります。健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、町長より報告があります。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第４号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第２２条第１項の規定により、平成２８年度決算における健全化判断比率４指標及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して報告をいたします。

報告の前に、佐用町の標準財政規模を申し上げます。標準財政規模は、地方自治体の一般財源の標準的な規模を示す指標で、健全化判断比率算出の際の分母となります。平成２８年度の数値は８８億５,２２８万１,０００円、うち、臨時財政対策債発行可能額が３億８,１９２万９,０００円でございます。

それでは、健全化判断比率の４指標から順次、報告をいたします。

初めに、実質赤字比率、これは法令で定められた「一般会計等」の実質赤字の比率でございます。佐用町の場合、「一般会計等」とは、一般会計とメガソーラー事業収入特別会計、朝霧園特別会計、西はりま天文台公園特別会計及び歯科保健特別会計を合算した普通会計と一致をいたします。普通会計の実質収支は 6,766 万 7,000 円の黒字となりましたので、実質赤字額はございません。

2 つ目の連結実質赤字比率でございますが、先ほどの「一般会計等」を含めて、全ての会計において赤字額または資金不足額が生じておりませんので、連結実質赤字額はございません。

3 つ目の実質公債費比率につきましては、公債費及び公債費に準じた経費の財政負担の度合いを示すもので、7.6 パーセントとなりました。これは、平成 26 年度から平成 28 年度、各単年度数値の単純平均でございます。ちなみに、単年度の実質公債費比率は、平成 26 年度が 8.2 パーセント、平成 27 年度が 8.1 パーセント、平成 28 年度が 6.7 パーセントとなっております。

4 つ目の将来負担比率は、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債をとらえたもので、前年度より数値が改善し、将来負担比率はマイナス 28.3 パーセントとなり、比率は算定されません。

以上、結果といたしまして、4 指標全て早期健全化の基準内でございます。

次に、資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足の比率を示すものでございますが、先ほど申し上げましたように全ての会計において資金不足は生じておりません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

議長（岡本安夫君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 法に則っての健全化判断比率、資金不足の報告ですけれども、佐用町は、この報告、町長の報告のとおり財政状況は極めてええんですね。県下の平成 27 年度の実質公債費比率、平成 27 年 7.6 でしたけれども、これは県下で言いますと、佐用町は 41 市町 17 番目、半分以上のところですよ。

それから、将来負担比率は、平成 27 年度からマイナスになりました。さらに、平成 28 年度は 28.3。さらにマイナスのポイントを増やしているわけですが、平成 27 年度で、県下で言うと、播磨町が一番マイナス 143.5。ですから、佐用町、そのまま言いますと 7 番目。

どちらにしても健全化判断比率にしても、財政状況、特にいいということなのです。

それに、佐用町の中で、この中で述べていませんけれども、県下でトップというのがあります。それが、経常収支比率です。平成 27 年度は 77.2。平成 28 年度、さらに改善いたしまして、76.3 ですから、これ県下でもトップです。一番の財政的な指標が一番ええということです。

けど、こういう状況を踏まえて、感想で結構ですけど、これ将来について、歳入とか歳出ありますけど、それ踏をまえた上で、町長、佐用町の財政がよいという状況は、どういうふうにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この財政比率、これは佐用町の財政状況を示す指標で、今、金谷議員からお話しいただきましたように、県下の中においても、非常に財政状況がいい市町、自治体の部類に、今、佐用町入りました。

しかし、これも最初からこうなっていたわけじゃなくって、合併した当時というのは、もっともっと厳しい、そうした実質公債費比率も 14 パーセント、15 パーセントぐらいあったと思いますし、合併後この 12 年間、新佐用町として合併特例法等、しっかりと財政的な、そうした特例法による支援も活用しながら、また、佐用町の行政運営において効率化を図り、1 年 1 年、こうした財政状況というのを改善をしてきたところです。

しかし、これはずっと皆さんにご説明申し上げておりますけれども、合併して、はや 12 年の合併特例法も段階的にこれが縮減をされて、あと 3 年で合併算定替による佐用町における一番大きな財源になっております交付税の算定がされてまいります。もう今年度、平成 29 年度においても 3 割の削減、次は、5 割、7 割という形になるわけです。

そうした状況の中で、合せて人口減もこれから急激に起こっていくと。

町民の皆さんが、これから持続して、今の福祉サービスや行政サービス、安心して暮らしていただけるような、そうした行政運営を、しっかりとこれから継続、行っていくためには、このような財政状況というものを、少しでも維持、堅持しながら、そうしたサービスを、行政運営を行っていくように、これからも努力していかなきゃいけない。そういうことで、決して、こういう状況だから安心して将来の、やっぱり 10 年、20 年先ということ、次の世代のこともしっかりと考えてやらないと、それなしに、行政運営を行っていけば、元々の佐用町の財政力というのは、非常に厳しいものがあります。

ここには、財政指標の中には、本来、財政力というものは出ていないのですね。財政力におきましては、県下において、多分、下から 3 番目かぐらいだというふうに思います。上郡町が 5 点幾らの財政力指数ありますけれども、佐用町におきましては、もう 3.1 ぐらいになる。本当に、もう何年かで、財政力指数は 3 を割ってしまうような、私は状況にあるというふうに危機感、認識を持っております。

そういう中での今後の行政運営において、そのために、そのことが予想される中で、この 12 年間で、こうした財政状況を確立してきたということ、これはご理解をいただいているところだと思っております。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 町長、そういうふうに、佐用町の財政力が低いんだと言われますけれども、財政力が低いについては、地方交付税で措置されるということですから、その数値はずっと変わらない。合併後、財政力については変らない状況が続いて、それは、将来的には、私は変らないと思います。

それは、将来的には税収が一定、人口が少なくなるので少なくなるものがありますけれども、財政力は、私、将来的には、それはあんまり考えんでもいいんじゃないかと思うん

ですけれども。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、やっぱり国がしっかりとその交付税、今の地方財政計画、これを現在の水準で維持してくれることを前提に考えればそうだというふうに思います。

しかし、国の今の財政状況、私たち同じ国民として国の状況を見ますとね、非常に厳しいと言いますか、これ以上、この地方財政に対しての、これまでのそうしたものが、交付税が堅持されるかどうか、既に、国においては、地方財政のほうが、今、余裕がある。豊かであるというふうなことを、国の財政当局が、今、言い始めております。

ですから、そういうことに対して、非常にこれから厳しい状況が生まれてくるのだろうと、そういうことも、やっぱり町としては見据えながら考えていかなければならないと、決して、国は約束どおりと言いますか、今の水準をずっとこれから 20 年、30 年と続けてくれるんだということ、そのことを全て前提にしたものの考え方、行政運営の考え方というのは、これは非常に危険だというふうに思います。

議長（岡本安夫君） はい、ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 経常収支が、佐用町におきましては、77.2 とか 76.2 と改善されております。

私も JR に勤めておりまして、経常収支が線区別に見た時に、例えば、環状線が 80 パーセントとか、そして、新幹線が 85 パーセント、そして山陽本線が、そういう 78 パーセントとか、そういう中で 100 円もうけるのに、それだけの経費が要ると。その差額が黒字になっていくということで、今、いわゆる旅客だけじゃなくって、ホテルとか百貨店とか不動産、そういうこと、いい場所持っていますので経常収支比率が黒字で 1,280 億円とかいうような格好でもうけるようなことが、できました。

ですから、この佐用町におきましては、今、人口減少、兵庫県でワーストワンということで不名誉なことをございますけれど、お年寄りが、だんだん増えて、若者は、だんだん少なくなっていて、そういう中で、合併特例債も 10 年たって減ってきておるような状態の中で、こういう経常収支の 77.2 とか 76.2 というのが、町長としては、こういう健全なやつが、いつまでぐらいまで行けると思いますか。

それとも、だんだん、そういう特例債も交付税も減ってくる中で、非常に苦しい状況を迎えてくると思います。日本の国全体におきまして、2 年半ほどの莫大な借金抱えておりますので、そこらへん、市町村にどんどん言うただけの金は交付税としてもくれるわけではありませぬので、そこらへんについての見通しについては、どのようにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 国のこれからの財政状況なり、その国の考え方というのを、私が、あと将来的にどういうふうになっていくんだろうということは、私らのような小さな自治体の長が判断できることでは、なかなかありません。どのような状況になっていくか。

ただ、先ほども金谷議員のご質問にもお答えさせていただいたように、やはり町は、決して楽観的な見方はできない。厳しい状況にあるということは、これは誰もの共通認識だと思います。その中で、佐用町としてできること、必要なことには、しっかりと必要な対応をしてお金も使う。無駄なことには使わない。そういう行政運営方針を、きっちりと堅持していく。このことしかないと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） その国のやっぱりやり方というのは、ここで佐用町がどうなる、こうなるという判断も、もちろん難しいことですが、佐用町としては自主財源としての町民税、固定資産税、軽四、たばこ税にとっても、だんだん、やっぱりこれからはじり貧というような格好の中で、やはり交付税に頼る部分が多分にありますので、そこらへんについては、やっぱり将来を見つめた上で、しっかりやっていかないと、この健全な収支、77.2 とか 76.2 がいつまでも保たれるわけではありませぬので、そこらへんについて、お伺いしたわけでございますので、そこらへんの勘違いはしないでください。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） 勘違いなんかしておりません。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） そもそもところで、町長のほうが提案説明の中で示された数字、ちょっと、わかり辛かったので、毎年、後でもらっているかと思うのですが、総括表として算出根拠になった年度ごとの数字一覧表がありますよね。その点、参考に提出お願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） それでは、後ほどまた、事務局のほうから通じまして、よろしくお

願いたいと思います。

議長（岡本安夫君） ほかに、この件についてございませんか。質疑は。
ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第５．報告第５号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第５、報告第５号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、教育長より報告があります。
教育長、平田秀三君。

〔教育長 平田秀三君 登壇〕

教育長（平田秀三君） 失礼します。報告第５号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、ご報告いたします。

本年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等につきましては、第２期佐用町教育振興基本計画の計画年度の２年目に当たり、その基本計画に基づいて、６つの重点目標に関わる重点施策 25 施策と具体的施策 68 事業の事務の管理及び執行の状況の点検を評価、実施いたしました。

点検及び評価に当たっては、３人の外部有識者評価員、各具体施策の具体的な取り組み及び成果と課題の内部評価を提示し、それぞれの重点施策に対する評価をいただきました。

それらをまとめたものが、平成 29 年度教育委員会評価報告書でございます。

外部有識者評価員による評価によって、客観性を担保するとともに、教育委員会として説明責任を果たすため、本町議会に報告し、ホームページ等によって、広く町民の皆さんに公表するものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

議長（岡本安夫君） 以上で、教育長の報告は終わりました。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

７番（岡本義次君） 13 ページ、上から②番のところに D が 1 つあるわけなんですけれど、この D については、一番最低ランクということで、このことについての説明と、D をさらに C なり B に上げていくような考えについては、どのような考えを持っていますか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） お答えいたします。

D の欄は、そこに書いておりますように、教育事務所教科等指導員の活用と、このように書いております。教育事務所が持っております教科指導員というのがおりまして、これ

は西播磨の各地教委から選抜された先生を集めて指導員として持っておるものでございます。全教科にわたって置いているわけではございませんので、それぞれ専門的な教科の者を置いておる。佐用町からも1名、この指導員の中には入っております。

そういった関係で、その指導員そのものを佐用町に各学校が呼んで研修を、その部分についてしたという実績は、前年度はなかったということから、各学校は、今年度しておりませんということになると、当然、Dという評価になるので、そういった意味でDになっております。

ですから、来年度、再来年度、どうするんですかと言われたら、教科によって呼べばBにCに上がっていくようになるんです。呼ばなければ…。

ただ、ここでつけ加えさせていただくのは、町としても、佐用町独自の研究所を昨年からきっちと設置して、所長も置いておりますので、そのあたりの充実を、さらにパワーアップさせていきたい。私は、このように考えております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） この中で、A、B、C、Dと段階的に、こういうランクがあるわけなんでございますけれど、Aについては2つほどありますし、Cについても若干あります。ですから、ほとんどがBという無難ないうのか、そういうところに評がつけてあるわけでございますけれど、Cについては、さらにランクアップのBにするために、どのようにするかということの考えは、どんなんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 最初に申しましたように、このDからC、CからBという項目なのですけども、お手元の8ページに書いておりますように、それぞれの項目を90点以上をA評定、70点以上をB評定と、こういうように書いております。

それで、これを今年度から、昨年までとは、ちょっとスリム化させたのが、今回の評価表で、より見やすくなったのではないかと、私のほうは考えておるのですが、前年度との対比ですね、そういうことすることによって、さらに、この部分が弱いな。ここが頑張っているなというのがわかるようにしたつもりなんです。

CからBにするというのは、当然、もちろんなのですが、項目によっては、Dにしないといけないなという項目も、正直あるわけですね。

ですから、この評定の仕方については、Dが全て悪いのではなくってという、そのへんの捉えを、私のほうは考えております。

例えて申すならば、16ページをご覧くださいけたらと思うのです。16ページの上から、2、4、6、8段目ですか、これCがありますね。佐用町適応指導教室「ほっとルーム」との連携と、これ書いてあります。「ほっとルームと」の連携というのは、ご存じのように不登校児童等々が通う教室です。ここがAになるということは、不登校児童が増えたということです。増えた。ほっとルームに不登校児童が、どんどん行くから各校が連携して、それに組み込んでいくという、こういうことではね。

ですから、ここは、極端な言い方すると、していないんじゃないけれども、今、昨年度

の反省で言うと1名、不登校児童がおりました。それで、ほっとルームに通っております。

その学校とか、それから不登校の関係する学校は、幾つか連携をとっておるのですねども、全く関係ない学校は、そことほっとルームとの連携というのは、とっていないわけですね。

それで、とらないということは、いいことなんです。

別の見方をする。ですから、そういった意味で、全てをAに持っていくということが、果たして正しいことじゃない。それぞれの項目を評価いたしました。こういう形で捉えていただけたらと思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 今、教育長の言葉の中で、Dでも構わんという言い方もあったんですけど、そういう例えば、そしたら、ここで評価をつけるA、B、C、Dの、その判定ランクの中で、やっぱりDと言え、50点以下という中で、下にあるわけなんですね。ですから、それは、そこらへん中身的に、そういうふうにDでも構わんという言い方は、ちょっと、私らには、一般素人いうのか、教育に携わっていない者からしたら、この表で見れば解せん部分がありますので、そこらへんは、ちょっとおかしいんじゃないかという気はするのですけど。うん。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） よくわかります。

評価そのもののあり方も、今回、新たに変えましたので、そういった点も、こちらの評価委員の先生方からも、そういう指摘もいただいておりますので、また、今後、考えていけないといけないなとは思っております。

ただ、ご理解いただきたいのは、今、言いました、そういうことがあるというように、項目ごとに評価したということによって起こった事実でございます。

議長（岡本安夫君） はい、ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 9ページです。9ページの特色ある教育活動の展開。その中で、小中学校における教育課程の編成、取り組みとしては、地域の自然や文化等を活かした特色のある教育課程の編成がB評価ですけども、この点で、佐用町にある特色ある施設として、私は、テクノにあるSPRING-8、SACLAも含みますけど、それから、西はりま天文台、この2つが佐用町にある特色ある教育に利用できる施設だと思うのですけれども、こういうところとの連携した、活用した授業というのはどうだったのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 今、ご指摘の SPring-8 等につきましては、学校、また、学級としての活用、見学はしておりません。
ただ、希望者を募っての見学等は実施しております。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 見学、ほかの市町からも、SPring-8 については全国的に有名な施設ですから、見学とかも来るのですけれども、私は、研究者が出前授業ではないですけれども、そういうふうな感じで各小中学校に、その研究のわかりやすい授業なんかも取り入れたらどうかなと思うのです。

今回も ICT を利用したというふうな授業も行われているようになりますから、その点で、研究者は、わかりやすく子供たちや生徒に、そういうふうなのを教える。

天文台にしてもそう。研究者が、わかりやすい科学や理科に親しめるような、そんな授業が、特色あると言われるのであれば、こういうふうな利用すべきかなと、将来的には思うのですが、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 前々からの懸案にもなっておりますので、当然、その点は考えておりますし、天文台の天文台長等々との研修も、今年度は計画して、ちょっと急な警報が出ましたので、当日は実施できませんでしたけれども、徐々にそういった形で進めていきたいというふうには考えております。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 13 ページ、教職員の資質向上と指導力の向上ということで、県の教育研究所、それから佐用町の教育研究所というのがあるわけですが、特に、お聞きをしたいのは、臨時の先生方の研修が、どんなふうになされていて、あるいは、さらに今度、拡充をしていくのかということと。

それから、各学校での、当然その研修がされているというふうに思うのですが、状況としては、どういう状況なのか。それは、要するに、実質そういうことは可能なのかと、後ほどまた、触れていきますけれども、状況を、ちょっと教えていただきたい。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 最後の可能なのかという意味が、ちょっとよくわからなかったんですけども、臨時職員だから、正職だからという区別は、研修においては一切ありません。従って、臨時職員、ただ、県の場合には、なかなか行き辛いところがあります。

それで、佐用町の教育研究所が実施しております研修については、臨時、常勤、非常勤、一切関係ありませんので、今年度の夏の研修にも、かなりの数の職員が参加し、研修を深めております。そこには、大学の講師等も呼んでおりますので、その点の心配はしていません。

それから、もう1点の各学校でやっているのかということと、捉えたのですけれども、これは全ての学校が研究課題を明確にして、そして、それに基づく講師、先生を招へいして、各学校で研究授業を学期に1回ないし2回、で、ほぼ全員の教師が公開研究授業というものを開催してやっております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 現時点の状況を、私もわかりませんけれども、以前、保護者の方にお聞きした時に、実は、指導力というところで、実は、学級崩壊のようなケースがあると。それは、要するに臨時の方の教育指導というのが実際は、これはなかなかできていないのではないかと。それで、各学校での研修というところが、どこかで評価委員さんのところで触れておられましたけれども、時間的に先生方の時間がとれないという状況が実際起っているのではないかなと。

そういう状況については、例えば、教育研究所が、例えば、平成28年度、平成29年度、どんなふうに拡充をしていくのかと、そのあたりが見えてこない、そういう保護者の方のお声に応えられないというふうに思うのですが、いかがですか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 学級崩壊という言葉が、ちょっと耳に残ったんですけれども、保護者の方から学級崩壊ということで、教育委員会のほうでは、ここ数年の間に、そういった状況を情報として、私自身、教育長になってからは一切把握はしていません。

ただ、どういった時、若い先生、ベテランの先生、臨時の先生、そういう区別なく研修は進めておるんですけれども、それぞれの力量というものがありますので、全部が全部100点満点、200点満点、300点満点の授業をしているかということ、なかなかそこまで行っていないのではいかと言われれば、そのとおりかも知れません。

ただ、それぞれの職員が責任を持って、自分の力を発揮してやってくれていると、このように考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） ページがちょっと、私もどこだったか、今、見つけれないのですけども、確か、評価委員さんが指導する時間がとれるのかというところがありましたので、それは、専門的に教職経験された方も、そういう、その懸念をされていると。

あるいは、保護者の方、学級崩壊というのは、認識のところについては、若干の相違があるかも知れませんが、私がお聞きした保護者の方は、そういうことを言われていましたので、そしたら、その教育研修というところが、やっぱり十分とれていないのではないかな。

実際、町の研修、あるいは県の研修と言いましても、そんなに毎週毎週というふうに行っているわけではありません。そうすると、やっぱり各学校での研修というのが、当然やっぱり大事になってくるわけですが、実際のところそれが、なかなかとりにくいのではないかな。

ですから、今後、各学校でという形でとれないのであるなら、平成 28 年度、29 年度、30 年度に向けて、町の教育研修所の拡充というところが、やっぱり問われてくるのではないかな。いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 校内での研修は十二分に私はとれているというように認識しておりますので、現職時代からもやっておりました。

と言いますのは、だいたい月に 2 人程度、全職員が必ず公開授業をいたしますので、そのテーマに基づいてやっておりますので、そうすると、月に 2 回程度は公開授業の研修をしないと、その授業が終わった後の放課後については研修を持つ。だいたい水曜日がほとんどなのですが、そういった形で進めておる。従って、職員会議、または職員研修という形で進めておりますので、それが足りないというようなことは思っておりませんし、現実にそれぞれ十分な形で対応していると。

そこに、今、研修所の指導主事等々が入って、合せて指導のほうを行っておるという現状でございます。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 同じ 13 ページで、教職員の資質向上、指導力の向上というところで、かかわってくるかと思うのですが、教員の多忙化の解消についての取り組みはどうだったかということをお聞きしたいのですが、兵庫県教育委員会が、今年度、この平成 29 年度の最初、平成 28 年度を踏まえて、教職員の勤務実態調査結果を発表しています。残業や仕事の持ち帰りを含む実質的な超過勤務時間は平日で平均約 3 時間。教頭は

4時間半近い。県教委は09年度から「ノー部活デー」などの導入を促してきたが、成果は上がっていないのが現状だ。県教委は調査に基づき、新たな勤務時間適正化推進プランを策定して、先進事例をまとめた冊子を5月にも、この5月ですけれども、各校に配布し、労働時間短縮への取り組みを呼びかけている。と、こういう神戸新聞の記事ですけれども、こういうふうに載っています。

平成28年度、平成29年度へ向けてですけれども、教育の多忙化の解消には、どのような取り組みをされてきたのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） ご指摘の件ですけれども、教育業務の適正ということで、業務の適正化ということで、プロジェクトを組みまして、だいたい2カ月に一遍ぐらいなのですが、それぞれの各種団体等を合せて、それぞれが持ち寄って、県から指摘のあります県内の実践、すばらしい実践等を研修しながら、それを、どう今の佐用町の現場の中に生かせるかということで取り組みはしております。

それで、実質、前年度から比べますと、約年休の取得が平均ですけれども2.7ほど、約3弱上がったという実績も上がっております。

また、超勤務と言いまして、超勤した場合について全て、それを記録するというような指導もありますので、それもずっと続けてやっております。以上です。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 11ページでいいと思うのですが、トライやる・ウィークの関係で幾つか、受入先の減少というのが言われていますけれども、評価委員さんのところも少しそんなところ書かれているかなと思うのですけれども、結局、その対策をどんなふうにするのかというところと。

天文台は、実施は夜なのですが、それは、安全上の問題とかいうことで難しいですね。その天文台のところと。

それから、トライやる・ウィーク期間中、今年でしたか自然観察村で落雷ということで、被害等がなかったのか。

その3点、ちょっとお聞きします。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） まず1点目のトライやる・ウィークの受け入れ事業所なのですけれども、本当に各町内それぞれが、なかなか事業所そのものが少なくなっているという現状もありますので、非常に苦慮しております。

ですから、できる限り地元優先では考えておるのですけれども、そうはいかないところについて、1人だったところを2人お願いできないかと。

ただ、これも、あくまでも、こちらとしたら現場、事業所そのものにとっては、非常にどない言うんですか、いい経験はさせてもらっているんだけども仕事の能率がよくなるかと言ったら決してそうではない部分が多分にありますので、その点、非常に難しく考えております。

何とか、良好な形で、子供たちの受け入れを、人数も少なくなってきましたので、お願いするしか、今のところはない現状があります。

それから、2つ目の天文台の件なのですけれども、ある学校が、これもちょっと私も調査したのですけれども、非常にこう、本来のトライやる・ウィークの趣旨からすると外れているやり方でやっているんだなということがわかりました。

と言いますのは、あくまでもトライやる・ウィークにつきましては、日々の授業時間と言いますか、その日数ですね、ただうちの場合の図書館につきましては、月曜日が休館日ですので、土曜日やったりする。その変動はしておるのですけれども、時間が昼から夜の10時というような天文台の勤務のトライやるになりますと、当然、そこに保護者が送り迎えするような形を原則にしているような実態があります。それは、本来、トライやるの趣旨からすると反するわけですね。

ですから、その、そうすると当然、補助金等を宛がうということも、これも県なんかも許してくれないですし、非常にこう、そのあたりは難しい。

昔は、天文台も受け入れてくださっておったのですけれども、ちょっとシステムが変わったということもありまして、非常に今のところ、送り迎え、夜の時間というのがありますので、非常にこう難しい。

1日だけであればいいのですけれども、毎日、夜の10時も11時までもということになると、これは子供の健康上も含めまして、教育的配慮から欠けるのではないかという判断で、今のところはしておりません。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 23 ページの子ども・子育て支援事業の推進・広報、その中で、真ん中の子育て支援事業、小中学校の副教材費相当額助成、それから第2子以降の保育料の無料化、これがB評価ですけれども、これAじゃなかった理由は何でしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 特段さらなるパワーアップというものがあればAというように、こちらは捉えておりますので、現状維持、前年度並みということになると、前年度にこういう目標立てましたよということで、同じような形で、今回もしておりますので、さらに違う手立てを打ったのであれば、A評定になると思うのですけれども、当然、そのあたりは並行しておりますのでB評価というふうにさせてもらったと。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） さらなうパワーアップを見込んでいるということですけど、さらなるパワーアップ具体的に言うと何になるのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 見込んでいるのじゃなくって、あればという話でご理解いただきたいと思います。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） また、落雷の件は、また後で、ちょっと聞きます。すみません。

15 ページ、道徳教育ですけれども、平成 30 年度から全面実施ということで、教科用図書というのが新たに採用が決まったということで、地域のことを取り上げるんだけど、実は、だけど佐用町のことについては触れられていない。

要するに、選定の経緯と、それから、これも評価委員でしたかが、ご心配されているように、要するに分量がかなり多いということで、1 時間でそれが、年間通してこなせる量なのかというところを懸念が、確かあったというふうに思うのですけれども、その点は、いかがでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 申し訳ございません。落雷の件は、問題なかったというように聞いております。

それから、道徳に関しましてですけれども、教科書が、今度は国の検定を受けた教科書の中から選定するということは、これは法で決まっております。

それをもとにして西播磨のほうで教科書の選定を行います。そして、それを使うということなんですけど。

ただ、教科書全部、それだけの量できるのかというと、現実にこれまでも年間 35 時間という指定指導要領の改定ではなくって、これまでも道徳の時間というのは 35 時間やっておりますので、その中で、そのものをやっていくと。

ただ、道徳の時間にだけ、地域の歴史であるとか、地域をするというのは、これまでもしていません。道徳の時間だけにね。

そうではなくって、道徳というのは、あくまでも全体的にという、全教科を通してというのが道徳だったわけなんですけど、そういった意味からも、今後も地域のことについて

は、社会科でもできますし、総合的な学習でもできますし、そういったことを、特に、これまでも、前回の全員協議会でも話しましたように、これからはさらに佐用町の新しい魅力を子供たちに発見させていく。そして、それを身につかせていくような取り組みを、ぜひ進めていきたい。このように考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 地域の件については、その時間だけではないというところについては、理解しました。

ただ、その教科用図書が、かなりの分量だというふうに、私も現物見ていないからわかりませんが、評価委員さんが、そういう懸念をされていると、それが、その教科書があって、その教科用図書が、また、採択されたということですから、それが、その時間内、35 時間の中で可能なかというところがあると思うのですが、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 評価委員さんが…、あつ、教育委員のね。

4 番（廣利一志君） あつ、教育委員です。

教育長（平田秀三君） 教育委員さんですね。はい、すみません。

実際に、教育委員さんのほうの意見というのは、非常に多忙化の中で、さらにそれらを全てやっていって大丈夫かというような心配をしてくださっているだけのことで、実際の問題として 35 時間の中で、十分できる分量でもございますし、ただ、問題として考えられるのは、それぞれを、いかにして確保していくかというよりも、今後、外国語活動が入ってきますので、そういった意味での授業数の増加。これのほうを、今のところ今後どうしていくかと。文科省のほうも、まだ、最終的な判断は出ておりませんが、総合的な学習等を使ってやれと、やってよろしいよということですので、そういったあたりで対処していくしかないなというふうには思っております。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 17 ページの郷土の伝統文化を大切にする心の育成の中で、歴史・文化施設の活用とありますけれども、C 評価になっているのですけれども、この中に、私は、三河の農村歌舞伎の舞台も活用して、今、三河小学校の子を中心にやっているわけですが、これ指導者もなかなか指導は難しいということで、人数も減ったということもあるんですけれども、町の教育委員会としても、その農村歌舞伎の活用も取り組んでいくべき

だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 三河の農村歌舞伎の舞台の名前が入っていないということが1点であるのでしょうか。

それとも、その部分の活用しているかどうかということでありましたら、当然、三河小学校の子供たちが、三河の歌舞伎を通して、その文化、歴史も含めて学習しておると、このように捉えておるのですけれども、ここのC評定について、つけ加えさせていただきますと、ここに掲載しております全ての施設は、各学校、いずれかの学校が活用しているわけですね。

ただ、全部を全部の学校が回ったかと言うと、当然、それは難しい。時間的なものも含めまして、従って、全てを回っていませんよという、各学校の謙虚さと言ったらそうなんですけれども、中学校においては、なかなか、そこまで手が回らないというような形も評価の中に出ておりました。そういったところで、C評定になっておるというように捉えております。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 18ページ、安全・安心な学校・園づくりの推進というところで、聞いたところによりますと、スクールバスの運行で脱輪事故があったということ。

それから、佐用中学校で大腸菌検査で水道が使えなかったというようなことを聞いております。

その後の状況をお教えてください。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 今、お話の2点につきましては、今年度の、この4月以降のことでございまして、この評定とは少し外れてはおるのですけれども、報告させていただきますと、スクールバスの脱輪につきましては、児童を迎えに行こうとする、迎えに行く途中のこととございまして、対向車が急接近してきたがためにハンドルを切って、そのまま、横にあった田んぼに入ってしまったということで、急きょ、連絡を取り合って、児童の登校には差し支えなく、その下校の段階から、スクールバス等を別の代車を持って来させまして、運行したと。それ以後、問題はございません。

なお、業者のほうも含めまして、謝罪含めて、今後の安全確認の覚書を取り交わしたというような状況でございます。

それから、大腸菌の件ですけれども、対処のしようがないので、新たに設備の縮小化を

して、新しい物を、ポンプをつくるということで、現在、進めておる状況でございます。
以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） スクールバスの脱輪事故については、運転手の健康状態というふう
に聞いておりますけれども、そうであるのか。

議長（岡本安夫君） 廣利議員、これ評価が平成 28 年度なので、そのあたりを踏まえて
お願いします。

4 番（廣利一志君） シートベルトが補助席には対応設置されていないということで、安
全確保というところについては、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 補助席、安全ベルトの件なのですけれども、1 社、1 つの車両です
ね、補助席まで少し使わないと運行が間に合わないというところがありますので、その
シートベルト等については、現在ありませんので、その分については、どうしたものかな
ということ苦慮はしております。安全に十分気をつけてほしいと、現在のところは、そ
れを言っている状況でございます。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 23 ページ、学校・園規模適正化の推進、成果と課題の中で、下か
ら 5 行目、三河小学校云々、それから利神小学校ということで、これこれからのことには
なるんですけれど、去年の評価では、協議が休止状態になっているというような成果と課
題の評価になっておりましたので、改めて、年度を限って表記されているので、その状況
についてご説明願います。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） この件につきましては、いつでしたか、ちょっと日にちまでは覚えて
おりませんが、説明させていただいたと思います。
適正化につきましては、前回の委員会等が終わった段階で、3 年から 5 年後ということ

で、話が出ておりましたので、三河小学校区につきましては、だいたい、この平成 29 年度中に話を出すのがいいのかなと。それから、利神につきましても、平成 30 年度に話を出すのがいいのかなと。その時には、話を出してくれということで、記録のほう残っておりましたので、そういった形で、このように書かせていただいております。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第 6．報告第 6 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 6、報告第 6 号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）、町長より報告があります。
町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第 6 号、専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

本件は、町職員が、公務において公用車で起こしました交通事故により、町に損害賠償責任が生じ、相手方とその賠償額を決定し、和解したことを報告を申し上げるものでございます。

このように町が賠償しなければならない事故が、次々と発生をしておりますこと、まことに申し訳なく思っております。

現在の車社会の中で、業務を遂行する上でも、車を使わないということはできません。

また、そういう車を運転する中で、事故の可能性というのは、誰もが持っているものであります。

そのために、町といたしましても、そういう事態に備えて、保険対応をするということを中心として、損害賠償については保険に加入をした中で、処理を基本的にはしているところであります。

ただ、事故の内容につきまして、これは全ての事故に言えることですが、後から検証をしますと、注意をしておれば、ほとんどの事故が防げたというようなものではないかというふうに思います。そうした不注意により事故が発生をしております。

事故が発生した場合には、特に、その本人においては、嚴重にその事故の過失度において処分を行い、また、全職員に対しましても事故の再発防止について、それぞれ注意喚起、注意を促しているところであります。

内容をご報告を申し上げる前に、私のほうから、まず、お詫びを申し上げたいと思います。

本事故の概要は、平成 29 年 6 月 28 日午前 9 時ごろ、佐用町佐用 2580 番地 5 の森本モータース付近の三差路において、佐用町教育委員会教育課職員が学校訪問のために運転する公用車がマニュアル車であったため、エンストしそうになり、手元に気をとられ、左側から進行してきた相手方所有の車両右後方部に接触をし、相手方車両に損傷を与えたというものでございます。

町として国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、町側の過失割合を 100 パーセントとし、相手方車両修理費の 100 パーセントに相当する 29 万円を支払う内容で、7 月 31 日に

地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項に関する条例の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分をいたしておりますので、ここにご報告を申し上げます。

議長（岡本安夫君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） これ、袋路さんって、私と同じ円光寺なんですけれど、役場の職員も袋路さんにもケガとか、そういう人身的なことがなくて、なりよりだったとは思いますが、昨年からですか、次々事故が、町長が今言われたように、多発しております。
そして、私が疑問に思うのは、これ 6 月 28 日に起こったということでございますけれど、6 月議会が終わって、7 月、8 月とは連絡、全員協議会もありましたけれど、そういうことは、つゆひとつ議員の耳にも入っておりません。そこらへんについては、どのような考えだったのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） 事故の内容、見ていただいたとおり、接触事故で、そうした人身的な損害ありません。そうした軽微な事故という中で処理をしておりますので、あえて議員の皆さん方に報告を申し上げるところまでは、考えておりませんでした。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） これ町は、保険から出したとはいえ、29 万円出しておるんですよ。100 パーセント町が悪いんでしょう。それで、前にもたつのほうへ行きよって、車 2 台とまっておって、ボンボンとおかまして、45 万円、45 万円、90 万円ほど払った。そして、役場の車は全損。そして、その役場の車は全損であれば、新しい車を、どの車を買って、どれだけ要ったんですか。そこらへんも。
それと、私、そういうした人は、全部始末書なりみんなの前で、こういうことで、悪かったということぐらいはしておるんですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） そういうふうにして、次々と、そうした事故を起こしておることについて、先ほど、最初に私もお詫びを申し上げました。

それから、先ほど言われた事故につきましても、その都度、そうした指摘も受け、その都度、私のほうもお話をさせて、説明をさせていただいたところです。

だから、先ほど申し上げましたように、事故の度合い、責任の度合いによって処分も行っております。

今回は、追突、接触ですけれども、やはり車の後方部に接触をしているということで、100 パーセントの責任を認めざるを得ない。

通常であれば、交差点での双方動いている状況であれば、当然これは、過失度合というのは、100 パーセントということはないんですけれども、追突事故のような形だというふうな査定の中で、100 パーセントになっております。

今回、そういう事故ですから、処分、嚴重注意。職員を呼んで嚴重注意をしておりますし、これまでの処分の中では、戒告処分、そういう処分によって、職員においても、当然、給与等についても大きな影響を受ける処分をさせております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 違いますがな。

今までね、今年やったん、5 件ほど続いたでしょう。それ全部、物損の場合は、処分していませんって、今まで言いましたやないか。

町長（庵逄典章君） 処分してませんなんて、言ったことはありません。

議長（岡本安夫君） 指名してからお願いします。

はい、3 回目です。ほかにありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 車が、例えば、100 台、200 台ありますと、これは大数の法則で、例えば、7 台、8 台、9 台というのは、年間で事故が起こってしまうというのは、確かにあるんですけれども、要するに、その対策、根本的な対策というのか、それが、要するに、気をつけるようにというか、そういう話だけに終わってしまうと。

結局、そしたら、総務課確認しましたら、例えば、コンプライアンス対策ということで、結局、免許証の確認、年 1 回やる。保険の更新の確認をする。免許証の確認は、免許証が切れていないかどうかということも含めてですけれども、これは、やっぱり民間では、やっぱりそれ普通やっていますので、せめて、できるところからやれないかなと。意識づけというところでやれないかなというふうに思うんです。いかがでしょう。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

今のコンプライアンスの関係もありました。

特に、今、1点指摘されました免許証等の確認ということで、これは以前にも議会のほうでも、いろいろ質疑あった中で、一度は各課のほうに、数年前ですけど、免許証等の確認等を指示した経緯は過去にありました。その後も、それは継続されている中と、私も、ちょっと思っておったんですけど、私自体の認識も、ちょっと、そのへんも薄れておりましたので、再度、9月1日に、課長会に免許証の確認、それから、公用車の運行日誌というのがあるんですけど、その再度記入徹底、問題等があれば、そこにも記入し、所属長、または総務課のほうに何かあった場合には、早急に対応するように、そういった運行日誌があるわけなんですけど、それを課長会で徹底をしてあるところでございます。

それから、研修等、要するに意識づけに基づく職員に対しての、そういう研修体制なんですけど、これは以前の議会のほうでも申し上げさせてもらいました。今年度は特に予算計上させていただきまして、1つは課長会を通じて周知するのは、これは従来どおりでありますけど、何とか全職員に対して時間的には1時間程度しかとれないんですけど、JAFの方に来ていただいて、交通安全の基本的な徹底、それで技術がどうのこうのじゃないんですけど、そういうことを我が身も講習を受けること。そして、それが帰ったら家族に、要するに公用車に乗る時も、また、私的で乗る時も全て通じるような、そういった講習は何かできないかなということで、基本的な講習になりますけど、そういうことを、既に2回やりました。その後、この10月、11月にかけて、あと4回やって、今何とか、全職員が対応できるような講習会を検討しております。開催しております。

それから、もう1点は、実技的な面があります。実技的な面を、なかなか全職員がいうのは、難しゅうございます。と言ったことで、今年度は、まず、この10月から新人の正規職員が公用車を運転するようになります。そういうことを踏まえて、今回は初年度ということで、新人の新採用、平成29年度採用の職員を対象に教習所、山崎の教習所さんにお世話になりまして、ご理解を得まして、講習会、実技講習をしていただいて、公用車に乗るモラルと、それから実技、それらを徹底し、それをやることによって、全職員にも周知していくというふうなことを、現在、計画しているところでございます。以上です。

議長（岡本安夫君） はい、よろしいですか。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5番（竹内日出夫君） 先ほど、山崎自動車教習所で実技講習されるということを聞きました。

私の前職場では、そういった講習というのか、認定という試験がありまして、Aであれば緊急自動車に乗れると。Bであつたら普通の公用車に乗れる。Cであつたら公用車も乗られないというようなランクがありまして、そういった事故防止については、非常に気を付けて職場だったんですけども、その山崎自動車教習所で講習されて、これはちょっと、マイカーしかあかんぞというような判定をもらう。もし、判定があれば、公用車は遠慮してもらうような方法はとれるものでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） 今回の講習につきましては、評点までの依頼はしておりません。

ただ、その内容については、担当者としては、教習の教官のほうに、その状況についてを報告をいただく予定にはしております。

今、議員言われますように、その状況を加味して、また今後の対策というのは必要であれば、対策は考えていきたいと思えますけど、今現在、通勤もほとんどの職員は自家用車で来ておりますので、その点は、きっちりルールを守りながらやっていると思えますので、その点は、問題ないかと思えますけど、もし、そういうことがあれば、また、私のほうも考えたいと思えます。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 山本議員。

9 番（山本幹雄君） 議運の席で言わせてもらっておるから、あんまり言いたくないなと思って黙っておったんですけども、ただ今、山崎でどうのという話なんだけども、これ僕ずっと事故の話、聞きよん見たら技術じゃないんだな。もう安全確認だけ。

例えば、そこの名前出さんけど、印刷屋さんのとこで出よう。あんな安全確認だけやろ。なっ。そこの郵便局のんでも、もうちょっと安全確認きちっとしておったら、ぶつけへのんやろ。新宮へ行きよったんでもそうやろ。そんなもん技術で山崎へ行ってお金捨てよん一緒じゃん。それ。

町長が、保険で対応しよるから関係ないと言うたけども、実際、関係あったんです。これ、山崎へ行くのに金使いよんだろ。そうでしょう。これ、講習しようと思ったら、その費用要るんだろ？

これ議運の席でも言うたけども、これだってマニュアルやって、ごちゃごちゃしよったで後ろにぶつけた。ねっ。あれマニュアルじゃのうて、すっと行っておったら前にぶつけて、下手打ったら運転席へ行っておるんです。ごちゃごちゃしたで後ろなんや。ごちゃごちゃしていなかったら前や。もうちょっと。運転席やん。大けがしておるぞ。

これは何かと、安全確認の徹底ができていないだけ。きちっととまっておったら見える。ねっ。例えば、そこの印刷屋さんでもそうや。バックする時、きちっと後ろ見たら事故になれへん。だから、100、ゼロなんや。全部、最近、聞くの 100、ゼロや。全部、安全確認なんや。不注意としか言いようないんや。

僕は、これが 50、50 とか言うならね、まだ、いいやんと。岡本さんの突っ込みもね、そこまで言うない話やけど、ずっと 100、ゼロだったら、怒らん議員のほうがおかしい。ずっと 100、ゼロやって。

それで、何しよんか思ったら、山崎へ講習行きよる。技術的なもの、これ技術的なもん違う。不注意だけ。安全確認ができていないだけ。

それに、町長、怒ったように返事しよったけど、まあ怒っていないかもわからん、僕が聞いたら、そういうふう聞こえたけど、これはっきり言って 100、ゼロの事故、不注意だけの事故だったら、これ町長、何言われてもしようがない。もうちょっと、きちっと、やっぱり言わなあかんは、せなあかんは。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私、今、先ほど、この説明、報告上げる前にお詫び申し上げました。

その中でも保険で対応しているというのは、これは、やはり今の車社会の中で、こうした事故というのは、どうしても確率的に起こす可能性はあると、そういう場合には、やっぱり保険対応はせざるを得ない。しているということを申し上げたところです。

その中でも事故というのは、今回の事故を含めて、後から検証をすると、ほとんどの事故は、どうして、不注意、本当に原因が、今、言われるように技術的な問題ではない。本人のそうした不注意によって、これをちょっとした注意をすれば防げた事故だと。だから、そのために、何ができるか。今、町内でも、秋の交通安全週間始まります。春にもあります。そのたびに、皆さん、みんな集まって、交通事故、そういう運転について、交通安全意識をしっかりと持とうということの運動もしているというのは、そういうことだと、そのためにだと思います。

だから、町においても、少なくとも、私もこうした事故が起きることを契機に、その本人だけではなくって、全体に対して、しっかりと不注意、安全運転、確認だけ、そういう基本的なルールをしっかりと守って、安全運転に努めるようにということを指示する。

私は、ある意味では、もうそれしか方法はないんですね。

それと、岡本議員が言われたこと、これについては、何も処分をしていないと、町長言うたやないかと、そう言われたから、私は、そんなことはない。今まででも、何回も私は説明してきているので、そのことには理解をしてほしいと。それは、処分というような、岡本議員が言われたのは、本人から損害金、賠償金を支払えと、支払わしたんかと言われたから、そういうことはしておりませんと。これは、保険という中で対応させていただいていますと。

本人については、その処分については、過失度の度合いによって、そうした処分規定というのを町内設けております。過失度が非常に高い、不注意が非常に大きい、自分の責任が大きいものについては、そうした減給、戒告、そうした処分というのがあるわけです。それは当然、本人の給与等に大きく影響してくるわけです。そういう中での処分をしているということは、何回も申し上げているわけです。

だから、町長が処分しなかったから。そんなこと言わなかったと言われるから、それは言っていないと言っただけのことです。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9 番（山本幹雄君） まず1つ言うと、僕は、保険で対応しておるから問題ないというのは、これは今回の説明じゃのうて、私が、前、聞いたことあるんですよ。保険料が上がるんじゃないかと。保険料は上がりません。これは全部、金額決まった中で契約していますから上がりませんと。だから、コストは変らないんですよ、以前に説明もろた。だから、確かに、それはないんです。

だから、私は、事故に関するコストは変らんもんやと思っておったんです。じゃあ、その部分には変わらんけど、実際、聞いてみたら別のところでコストが生じておったから、私は言わしてもろたんです。

確かに事故で保険料は上がっていない。だけど、そのことによって、よそで、そういう山崎で講習受けさすというのは、僕は知らなんだ。じゃあ、それでは違うだろうということなんです。

それと、もう1つ、僕が、今、岡本さん云々言うのは、確かに私もここで聞いています。

ただ、それについても、岡本さんが怒ったように言うのも、これも実際問題、処罰があったか、云々だけじゃなくって、私は、きちっと丁寧に、そこだって説明するべきであって、実際問題、怒ったように、しょうもないことを言うたんにしても、しょうもないって、ごめんごめん、ちょっと今のは取り消す。しょうもないというのは取り消すけども言うたにしても、ちょっと違っておったような内容にしても、やっぱりこれは、これだけ100、ゼロで終わるというのが続いたら、誰かって、ちょっと言葉が過ぎても言う部分がありますよね。これ100、ゼロでっせ。

さっきも言うたように、きちっとしておったら、側面にぶつけていますよね。今回のだったら。ごちゃごちゃしてマニュアルで遅れて、ここに書いていますから。書いておるで後ろになる。そんなもん、きちっと、すつと行っておったら側面で、人身事故ですよ。

だから、こういうことがあるという現実を踏まえてしたら、やっぱりちょっとは、もうちょっと丁寧に答えてくれたらと、僕は思ったから言ったんです。

確かに、言ったことは違うんかもわからん。ねっ。けど、それは、聞いておって、僕もここにおってわかるじゃないですか。

だから、ちょっとやっぱり事故が多いし、そこらへんのことだけを言わせてもらって、再質問させていただきました。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 町長、違いますよ。

私ね、事故を起こした人に金を払わせとか何か1回も言っていませんよ。それは。

勤務評定を早くつくれというのと、それと人事評価、今まで言ってきました。

それえと、ボーナスとか、そういうやつに、なぜ、反映させないのかというのは、言い続けてきました。

そやけど、町長は、人身事故の場合はしましたけれど、物損の場合はしませんということで、皆さん、ここの議員、全部聞いていますよ。物損の場合はしませんって、今まで通してきて、そして、今回の5回ほど続いた中でも、それだけ私、今、言うた中でね、前、車2台とまっておって、40万円、45万円、90万円払って、役場の車全損だったと。ほな、役場の車を、その車全損だった後、買わなんだんですか。買うたんですか。総務課長、そこらへんどうですか。どの車買って、何ぼだったんですか。

それと、私が言うたんはね、やっぱり民間だったら、始末書取って、みんなの前で反省の言葉を述べて、全部、そういう時代になって来ておるんですよ。

ですから、物損の場合は処分もしませんということで、やっぱりしておるで。

私らでも、16歳から免許取って、50年乗って来ておるけど、前さえ向いておったら、相手の人にぶついたり、ぶつけられたことはないけど、事故なしでやってきていますので、そこらへん、今、山本議員が言うたように、前さえ向いて、ちゃんとしておったら収まることが多発しておるんですよ。

ですから、総務課長、これ一覧表にして、今までの事故、これ一覧表にして、みんなに見せてください。

〔山本君「そこまでは、言わんけども、聞いておるのに」と呼ぶ〕

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 次々と、起きてきたことは確かです。

その都度、皆さんからも厳しいご指摘いただきながら、その都度説明をして、皆さんに、その報告で完了しております。あえて、それを全部報告しろと言われることもないと思います。それは、それまで報告をさせて来ていただいているところです。

それから、処分をしない。このことについては、物損だからだけではなくて、その事故の、私も言いましたように度合い、その責任、そういうもので、町の規定というものが設けております。ですから、今回も厳重注意。それは、町長室に、当然呼んで、本人に厳重注意をする。これも町の中では、処分の1つです。注意をしたということは、記録に残るわけです。

ですから、これまで、そうした大きな重大事故、死亡事故も以前にありました。そういうむち打ちとか、そういうことを相手に与えた事故もありました。それは、そういう事故の場合には、当然、そうした、それに相応した処分というのを行ってきております。そのことは、これまでの中でも、全部、報告を申し上げてきたところです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 報告は、その都度、聞いていますけれど、そやけど、私は、今、言いましたように、総務課長も答えていないけれど、どがい言うのか、役場の車が全損して、その後、その車の代車としては買わなかったんか。買うたんだったら、何ぼの車を買った。

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） えっ？

議長（岡本安夫君） ただ今の質問は、この今回の報告とは関係ありませんので。

7 番（岡本義次君） 何言うとんや。関連しておるがな。ずっと。議長、止めたらあかんで。

議長（岡本安夫君） 今日のんは、6月28日の報告ですから。

7 番（岡本義次君） それに続いてやってきておるからね。どうなっておるんやいうことで、聞きよんや。それは当たり前やがな。何言うとんや。

議長（岡本安夫君） それは違いますので。また。

7 番（岡本義次君） 違うことないよ。

議長（岡本安夫君） ほかのところで、また、資料請求なり質問してください。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） ほな、総務課長。

総務課長（森下 守君） 確かに廃車にさせていただきました。

ちょうど古い公用車でありましたので。

ただ、その時の費用とか、どういう形で、あとそれを補ったか、ちょっと、今、全然、資料を持っておりませんので、ちょっと、ご答弁のほうは、ご遠慮させていただきます。

議長（岡本安夫君） そういうことで。ほかにありませんか。

はい、ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

ここで暫時、休憩をとりたいと思います。この時計で午前 11 時 10 分まで休憩とります。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を続行します。

日程第 7．議案第 70 号 工事請負契約の締結について（佐用町水道中央監視システム更新工事）

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 7、議案第 70 号、工事請負契約の締結について（佐用町水道中央監視システム更新工事）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 70 号、工事請負契約の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます。

水道事業管理運営における管理体制の中心設備として中央監視システムがございます。現行のシステムは合併当初に 4 町それぞれの監視システムを統合する必要性がありましたので、平成 19 年度から平成 21 年度に総額約 2 億円を投資して整備をしており、完成後 8 年が経過しております。

現在のシステムは、旧 4 町のシステムの統合ということもあり、特殊な専用機器の使用によるシステム統合でスタートしており、施工メーカーしか取り扱いができないものとなっておりますことから、水道事業を恒久的に安定して維持していくことを前提に、今後の維持管理コスト面も含め内部検討をいたしました結果、中央監視システムを現在の専用機器から汎用機器によるシステムに再構築することによって、特定の業者による取り扱いが回避できることや、緊急時や故障時に即応できること、長期的な展望で考えれば維持管理コストが現行よりも大幅に削減できると判断をいたしましたので、中央監視システムを更新することとし、平成 29 年 8 月 25 日、5 社による指名競争入札に付しました結果、3 社の辞退があり、2 社による入札の結果、消費税込 1 億 2,204 万円で大阪府吹田市江の木町 1 番 6 号、オルガノプラントサービス株式会社関西事業所取締役関西事業所長、田上和宏氏に落札を決定いたしましたので佐用町議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関

する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 今回、統合して、8年経過、8年は少ない、協議会でも言いましたが、8年経過して更新するのは期間が短いと言いましたが、長期的に考えて、町長が今の中で経費の縮減が図れるということですが、耐用年数は、汎用型にして、どれぐらい、7、8年で新たに、また更新ということはないと思うのですが、どのぐらいの経費の縮減を見込まれたのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 縮減が幾らというのが、どういう計算のもとに、将来、何年間にわたる縮減額という、こういうことを、なかなか算定するのは難しいところがあると思います。

また、担当課のほうが、ある程度のそれを概略、概要を計算しておれば、また、そちらのほうから答弁をさせますけれども、まず、汎用型にするというのは、このシステムの中に構造物としては、8年では、非常に当然短いという感覚を、私たちも、当然、持ちます。15年とか、焼却施設なんかでも、一応、耐用年数という規定の中で、運用をしておるんですけれども、こうした現在の監視システムというのは、パソコンとか、それをまた、伝送する機械、機器類、こういう物は非常に耐用年数短いんですね。現在での町で職員が使っている町内の電算システム、これにおいても、もう6年ぐらいすると、リースなんかですると6年、これによって後は、交換部品、修理部品というのが生産打ち切りでありませんとか、システムの維持が、なかなかサービス会社としてもできないというような形で更新をしていかざるを得ないというような状況です。

ですから、当然、このシステムの中で、通信として、いろいろと持っている必要な、それぞれの施設からの送信をする、そうした配線等、こういう物は、使える物は、当然、使うし、もっと非常に長い耐用年数を持っているわけですが、それを集めて、そして数値的に全部表示をしていくという、こういう部分について、現在の市販されているパソコン等をシステムとして組み入れてやっていくと、そういう考え方ということで、いろいろと検討をして、職員のほうからも、そういう提案を受けて、私も、そういう形であれば特殊なものではない。システムとしても、非常に、後々の対応も汎用型、全て取りかえも、新しい物が更新されれば、それにつないでいけるということで、経費的にも、今後、経費の削減ができるのではないかという判断のもとに、了解をしたというところであります。

担当課、だいたい（聴取不能）。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 失礼します。

経費の削減というお話でしたけれども、単年度、単年度というもので見れば、何と云うのですか、変動があるのですけれども、10年スパンで、うちのほうで一応試算してみました。その結果、10年スパンで見ますと1億3,100万円の削減が図れると。合わせて、汎用品ですので、安全・安心にいつでも早く修理とか、そういうようなことができるというふうに考えております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 金谷議員と同じことなんですけれど、今のやつが8年ぐらいで取りかえようかということになったわけでございますけれど、この8年たって、インターネットでも、やっぱり画面がずっと遅くなったり、いろいろ機種が古くなったら、そういう、いい影響が出ない場合があるんですけれど、これ全然動かんようになったような状態で、今、取りかえたほうがええという判断でしたんですけれど、この新しい分についても、何年ぐらいもちます。これ。新しいの取りかえることによって、年度もつのは。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 今の分をずっと更新していきますと、ある意味で、もう部品供給とかがありませんので特注という格好になります。

このたび、更新していくことによって、汎用品ですので、ある意味で部品供給の物がなくなるということは、可能性としては薄いというようなことで、更新というふうに踏み切りました。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） これね、オルガノと言ったら、専門の大手のそういう専門家の会社でございますけれど、この10年に1億3,000万円というような根拠は、どういうふうなところからはじき出しましたか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 例えば、パソコン、それからソフトウェアの更新、それから、

通信機器の更新、それから、インターネットの利用料、それから、専用回線の利用料、そういうようなんをはじき出しまして、それと、年次点検、年間の保守点検、それらをはじき出しまして、10年間というスパンで計算しました結果、1億3,100万円という数字が、今のままの更新よりも削減できるというふうに踏んでおります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） そういう業者からも聞いたりして、こういう数字をはじき出したのかもわかりませんが、その期間としては、新しくすることによって、また、そういういい面が出てくるということであるかと思います。

この1億2,200万円の入札率については、何パーセントで落ちましたか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 落札率につきましては、95.84パーセントです。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第70号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第70号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第70号、工事請負契約の締結について（佐用町水道中央監視システム更新工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第71号 町道路線の廃止について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第8、議案第71号、町道路線の廃止についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第71号、町道路線の廃止につ

きまして、提案のご説明を申し上げます。

町道路線の廃止案件 1 路線を上程をさせていただきます。

整理番号 4 万 1,029 番、路線名、手布住宅線は、手布住宅の廃止による町有地売却に伴い町道としての効用がなくなったため廃止しようとするものでございます。

道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決が必要でございますので、ご承認賜りますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 71 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 71 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 71 号、町道路線の廃止については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 9．議案第 72 号 佐用町西新宿出張診療所条例を廃止する条例について

日程第 10．議案第 73 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 9 に入ります。

日程第 9 及びに日程第 10 を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 9、議案第 72 号、佐用町西新宿出張診療所条例を廃止する条例について及び、日程第 10、議案第 73 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 72 号、佐用町西新宿出張診療所条例を廃止する条例及び議案第 73 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

先に、議案第 72 号、佐用町西新宿出張診療所条例を廃止する条例につきましてご説明

を申し上げます。

西新宿出張診療所は、旧上月町時代の昭和 38 年に西新宿地域と大日山地域に住む方を対象とした町立のへき地診療所として設置をいたしておりました。平成 29 年 4 月 1 日から西新宿出張診療所は、一時休止としておりましたが、佐用町といたしましては、診療所を継続して運営することが難しいと判断し、西播磨県民局へ診療所廃止届を提出いたします。このことに伴い、西新宿出張診療所の用途を廃止するため、佐用町西新宿出張診療所条例を廃止するものでございます。

次に、議案第 73 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、佐用町西新宿出張診療所の廃止に伴い本条例で定めておりました、診療所嘱託医の報酬額を削除するため、条例を改正するものであります。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご承認をいただきますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第 72 号及び議案第 73 号につきましては、本日即決とします。順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いします。

それでは日程第 9、議案第 72 号、佐用町西新宿出張診療所条例を廃止する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 前回、全員協議会の中でも説明されたわけでございますけれど、これ、上物については撤去するというをおっしゃっていましたが、後の土地については、その後、何か考えがあるんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） 地域の方と、また、当然、そういう後の活用とか、現在の建物は、基本的には撤去をするということを考えておりますけれども、活用ができれば、それはまた、活用したらいいわけなんで、ただ今、西新宿もああいう状況で、人口も減りまして、高齢者の方ばかりというような状況ですから、なかなか、そうした活用というのは難しいのではないかなという思いを持っております。

そういうことで、撤去した後も、その土地、その新たな活用というのも大変厳しいという認識は持っております。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案 72 号、佐用町西新宿出張診療所条例を廃止する条例についてを、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案 72 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案 72 号、佐用町西新宿出張診療所条例を廃止する条例については、原案のとおり承認されました。
続いて、日程第 10、議案第 73 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行ないます。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 73 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 73 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 73 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 74 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 11、議案第 74 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 74 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
この改正は、平成 29 年 7 月 26 日、改正公営住宅法及び政令並びに省令が施行されたことに伴う改正でございます。
主な内容は、家賃を決定するため入居者から毎年提出願う収入申告について、入居者が

認知症、知的障害、精神障害等があることにより申告が困難であると認める場合、町の行う調査によって家賃額を決定することができるよう改正されるものでございます。

町条例の改正は、この法改正に伴う条項の新たな追加と条ずれを改正するためのものでございます。

以上、ご説明を申し上げました。ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 74 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 74 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 74 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-
- | | | |
|---------|----------|--|
| 日程第 12. | 議案第 75 号 | 平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）について |
| 日程第 13. | 議案第 76 号 | 平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 14. | 議案第 77 号 | 平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 15. | 議案第 78 号 | 平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について |
| 日程第 16. | 議案第 79 号 | 平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 17. | 議案第 80 号 | 平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 18. | 議案第 81 号 | 平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 19. | 議案第 82 号 | 平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 20. | 議案第 83 号 | 平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 21. | 議案第 84 号 | 平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 22. | 議案第 85 号 | 平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 23. | 議案第 86 号 | 平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）について |

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 12 に入ります。日程第 12 から日程第 23 までについては一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 12、議案第 75 号、平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）についてから、日程第 23、議案第 86 号、平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてまでを、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 75 号から議案第 86 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 75 号、佐用町一般会計補正予算（第 2 号）からご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 6,287 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 129 億 5,498 万 7,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

地方交付税につきましては、このたび、交付額が決定をいたしましたので 5,940 万 3,000 円増額し、普通交付税の総額を 53 億 8,455 万 8,000 円といたしております。

使用料及び手数料につきましては、西新宿診療所診療報酬手数料 156 万円の減額でございます。

国庫支出金につきましては、745 万 2,000 円の増額。うち、国庫補助金は 615 万 6,000 円、委託金は 129 万 6,000 円、それぞれ増額でございます。

県支出金につきましては、756 万 9,000 円の減額。うち、県負担金は 1 万 8,000 円の増額で、県移譲事務交付金の確定によるものでございます。県補助金は 758 万 7,000 円の減額で、ふるさとづくり推進費補助金の追加計上、基盤整備促進事業補助金の減額などがございます。

寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金を 5,000 万円増額をいたしております。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金 2,137 万円の増額でございます。

繰越金につきましては、3,229 万 3,000 円の増額で、平成 28 年度繰越金でございます。

諸収入につきましては、雑入 392 万 9,000 円の増額。福祉医療費の精算による過年度収入、ひまわり祭り駐車料金の増額などがございます。

町債につきましては、244 万 4,000 円の減額でございます。内訳といたしましては、臨時財政対策債は発行可能額決定に伴い減額。ごみ処理施設整備事業債は、クリーンセンター事務所棟建設工事にかかる財源として、合併特例債を追加をいたしております。生涯学習施設整備事業債は、さよう文化情報センター照明改修事業に伴い増額をいたしております。

次に、歳出についてご説明をいたします。予算書 2 ページをご覧ください。

各款における人件費関係につきましては、4 月の人事異動等に伴う調整額を計上いたしております。以下、人件費につきましては同様の内容でございますので、説明を省略させていただきます。

なお、特別会計につきましても、人件費は同様でございます。

まず、議会費 8 万円の増額は、人件費でございます。

総務費につきましては、4,152 万円の増額。うち、総務管理費は 3,811 万 4,000 円の増

額で、人件費のほか、秀谷地区における太陽光発電事業に関して土地購入費・物件移転等補償金を追加計上、また、ふるさと応援寄附金の返礼品等の予算を増額をいたしております。徴税費、戸籍住民登録費は、人件費補正が主なもので、それぞれ 230 万 7,000 円、459 万 9,000 円の増額。統計調査費も、人件費で 350 万円の減額でございます。

民生費につきましては、1,453 万 8,000 円の増額。うち、社会福祉費は 2,355 万 7,000 円の増額で、人件費と特別会計繰出金の補正が主な内容でございます。児童福祉費は 1,121 万 4,000 円の減額、国民年金事務取扱費は 219 万 5,000 円の増額で、それぞれ人件費が主な内容でございます。

衛生費につきましては、4,242 万 5,000 円の増額。うち、保健衛生費は 29 万 9,000 円の増額で、人件費と特別会計繰出金の補正のほか、西新宿出張診療所の廃止に伴い関連予算を減額をいたしております。清掃費は 4,212 万 6,000 円の増額で、人件費補正と、クリーンセンター事務所棟建設工事の工事請負金などを追加計上をいたしております。

農林水産業費につきましては、576 万円の減額。うち、農業費は 46 万 3,000 円の減額で、人件費のほか、ため池等整備事業費において予算組かえをいたしております。林業費は 529 万 7,000 円の減額で、人件費が主なものでございます。

商工費につきましては、124 万 3,000 円の減額で、人件費と、特別会計繰出金の補正でございます。

土木費につきましては、1,702 万 1,000 円の減額。うち、土木管理費は 8 万 7,000 円の増額で、道路橋梁費は 1,190 万円の減額、住宅費は 47 万 6,000 円の減額で、それぞれ人件費の補正でございます。下水道費は、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金 473 万 2,000 円の減額でございます。

消防費につきましては、179 万 6,000 円の増額で、人件費と、消防団の防火衣購入予算を増額いたしております。

教育費につきましては、3,103 万 9,000 円の増額で、うち、教育総務費は 270 万 4,000 円の増額、小学校費は 11 万 2,000 円の減額、中学校費は 1 万 8,000 円の増額で、それぞれ、人件費補正が主なものでございます。社会教育費は 2,790 万円の増額で、人件費と、さよう文化情報センター照明改修事業にかかる予算を追加計上、また、利神城跡保存活用計画策定業務委託料も追加計上いたしております。保健体育費は 52 万 9,000 円の増額で、人件費のほか、平福体育館改修工事費の追加計上が主なものでございます。

諸支出金につきましては、基金費としてふるさと応援基金積立金に、歳入で計上をした寄附金と同額の 5,000 万円を増額いたしております。

予備費につきましては、既に佐用中学校水道設備の緊急整備のため 556 万 2,000 円を充用するため、ほぼ同額の 550 万円を増額をいたしております。

次に、予算第 2 条、債務負担行為につきまして、第 2 表、債務負担行為補正により、説明をいたします。3 ページをご覧ください。

第 2 表、債務負担行為補正の利神城跡保存活用計画策定事業は、利神城跡の国指定に伴い、保存活用計画の策定が責務であり、その実施にあたり、地方自治法第 214 条の規定に基づいて、期間、限度額を定めるものでございます。

最後に、地方債の変更でございますが、第 3 表、地方債補正によりましてご説明をさせていただきます。

ごみ処理施設整備事業につきましては、クリーンセンター事務所棟建設工事に伴い、合併特例事業債を追加するものでございます。

生涯学習施設整備事業につきましては、さよう文化情報センター照明改修事業に伴い、合併特例事業債を増額をいたしております。

以上で、一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 76 号、平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,345 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 8,826 万 7,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。1 ページをご覧ください。

繰入金は、他会計繰入金で 995 万 2,000 円の増額で、内訳は、職員給与費等繰入金が 59 万円の減額、その他一般会計繰入金が 1,054 万 2,000 円の増額でございます。

繰越金につきましては、平成 28 年度からの繰越金 350 万円を増額計上いたしております。

次に、歳出についてございますが、総務費は、59 万円の減額で、人件費でございます。

諸支出金は、1,404 万 2,000 円の増額で、償還金及び還付加算金で、前年度の療養給付費交付金等の実績に基づく、返還金でございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第 77 号、平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 173 万 2,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

繰入金は、他会計繰入金で 46 万 2,000 円の減額。

繰越金は、58 万 7,000 円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、総務費は、46 万 2,000 円の減額で、人件費でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金は、過年度分の保険料負担金 58 万 7,000 円の増額でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第 78 号、平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,543 万 5,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 億 1,606 万 3,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。1 ページをご覧ください。

国庫支出金につきましては、322 万 4,000 円の増額でございます。うち、国庫負担金におきましては 2 万 5,000 円の増額で、保険給付費の法定負担分でございます。国庫補助金につきましては 319 万 9,000 円の増額で、地域支援事業費の法定負担分でございます。

支払基金交付金につきましては、117 万 4,000 円の増額。保険給付費に係る現年度・法定負担分、及び過年度精算に伴う追加交付でございます。

県支出金につきましては、161 万 5,000 円の増額。国庫支出金と同様、県負担金 1 万 5,000 円の増額は保険給付費、県補助金 160 万円の増額は地域支援事業費、それぞれの法定負担分でございます。

繰入金につきましては、2,582 万 9,000 円の増額でございます。うち、一般会計繰入金におきましては 569 万 1,000 円の減額。基金繰入金におきましては、介護給付費準備基金繰入金 3,152 万円を増額計上いたしております。

繰越金につきましては、359 万 3,000 円の増額で、前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、89 万 4,000 円の増額。総務管理費におきましては、人件費の補正と、社会保障・税番号制度システム整備委託料の追加をいたしております。

なお、事項別明細書をご覧くださいと、総務費におきまして財源変更が生じております。これにつきましては、地域支援事業費の対象となる人件費、いわゆる国県補助対象の地域包括支援センター職員人件費を増額したことに伴うものでございます。

次に、保険給付費につきましては、12万5,000円の増額、高額医療合算介護サービス等費の増額計上でございます。

地域支援事業費につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の組みかえでございます。

諸支出金につきましては、3,441万6,000円の増額でございます。償還金及び還付加算金におきましては、保険給付費及び地域支援事業費の過年度精算に伴う、返還金の追加計上でございます。

以上、介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第79号、平成29年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第1号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ266万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,763万8,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。1ページをご覧ください。

繰入金につきましては、一般会計繰入金266万2,000円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、民生費につきまして、老人ホーム費におきまして266万2,000円の増額で、人件費のほか、居室のエアコン更新費用などを計上いたしております。

以上で、朝霧園特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第80号、平成29年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1億538万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,533万8,000円に改めるものでございます。

今回の補正の主なものは、人件費と平成28年度繰越金等の確定によるもの、そして多賀と櫛田を結ぶ緊急連絡管布設工事に伴う設計委託費と工事費でございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

繰入金につきましては、一般会計繰入金371万1,000円の増額で、28年度決算の確定によるものでございます。

繰越金につきましては、467万5,000円の増額で、同じく28年度決算による繰越金の追加でございます。

町債につきましては、9700万円の増額で、多賀と櫛田を結ぶ緊急連絡管布設に伴う設計、工事費分の簡易水道事業債の増額でございます。

次に歳出でございますが、簡易水道事業費の管理費におきましては、838万6,000円の増額で、人件費補正によるものが主なものでありまして、建設改良費におきましては、多賀・櫛田間に緊急連絡管を布設するための詳細設計と工事費で9,700万円の増額でございます。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第81号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ319万1,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,431万6,000円に改めるものでございます。

今回補正の主な理由は、人件費補正と平成28年度繰越金等の確定によるものでございます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。予算書1ページをご覧ください。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 473 万 2,000 円の減額でございます。

繰越金につきましては、154 万 1,000 円の増額で、平成 28 年度決算による前年度繰越金の追加でございます。

次に、歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、319 万 1,000 円の減額でございます。その中身につきましては、管理費につきまして 425 万 1,000 円の減額、事業費につきましては 106 万円の増額で、人件費でございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第 82 号、平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8 万 3,000 円を減額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 3,990 万 8,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 75 万円の減額でございます。

繰越金につきましては、前年度の繰越金として 66 万 7,000 円の増額でございます。

次に歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、8 万 3,000 円の減額であります。その中身につきましては、管理費におきまして 8 万 3,000 円の減額で、人件費でございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第 83 号、平成 29 年度西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 397 万 9,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 36 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

繰入金は、361 万円の増額で、人件費の補正によるものでございます。

繰越金は、36 万 9,000 円の増額で、前年度繰越金の確定に伴う増額でございます。

諸収入につきましては、人件費の補正による、天文台公園運営費委託金 267 万円の減額と、天文台公園運営費委託金 267 万円の増額でございます。

次に、歳出についてでございますが、教育費につきましては、379 万 5,000 円の増額でございます。内容につきましては、人件費が 85 万 9,000 円の増額。グループロジ運営費におきまして、修繕費 27 万 6,000 円の増額。天文台公園運営費におきましては、修繕費 180 万 8,000 円の増額。天文台のインターネット回線変更に伴う放送・通信サービス利用料 41 万 9,000 円の増額。同じくネットワーク変更作業委託料 43 万 2,000 円の皆減が主なものでございます。

諸支出金につきましては、繰越金の確定に伴いまして、基金費 18 万 4,000 円を増額計上いたしましたものでございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第 84 号、平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 1 号）につきまして提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 39 万 1,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,898 万 8,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。

繰入金につきましては、39 万 1,000 円の増額で、一般会計繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、39 万 1,000 円の増額でございます。全額が笹ヶ丘荘管理運営費で、人件費でございます。

以上で、佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第 85 号、平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第 1 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6 万 1,000 円を増額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,422 万 2,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明を申し上げます。

繰入金につきましては、6 万 1,000 円を増額でございます。うち、一般会計繰入金 6 万 1,000 円を追加計上しております。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、6 万 1,000 円を増額であります。うち、総務管理費におきまして 6 万 1,000 円を増額で、兵庫県市町村職員共済組合負担金の追加によるものでございます。

以上で、歯科保健特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第 86 号、平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、収入支出予算の総額に収入支出それぞれ、63 万 5,000 円を減額し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ 1 億 1,523 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、収入からご説明申し上げますが、共済事業収益につきましては、63 万 5,000 円の減額で、全額が営業収益でございます。

次に、支出でございます。予算書 2 ページをご覧ください。共済事業費用につきまして、63 万 5,000 円の減額で、全額が営業費用でございます。

次に、その内容についてでございますが、業務勘定の支出におきまして、一般管理費 63 万 5,000 円の減額で、人件費でございます。収入では、これに見合う一般会計からの受取補助金 63 万 5,000 円の減額でございます。

以上、農業共済事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

以上で、各一般会計並びに各特別会計の平成 29 年度補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

議長（岡本安夫君） ただ今議題にしております、議案第 75 号から議案第 86 号までにつきましては、9 月 15 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よってそのように決します。

ここでお諮りします。お昼が来ようとしておりますが、このまま日程第 24 の議案第 87 号の提案理由の説明までをしていただいて、審議、続行したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程第 24. 議案第 87 号 反訴の提起について

議長（岡本安夫君） それでは、続いて、日程第 24、議案第 87 号、反訴の提起についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 87 号、反訴の提起につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、本件は、不当利得返還請求反訴事件といたしまして、本訴原告である職員を相手に、74 万 5,343 円の返還を求め、神戸地方裁判所に提訴するため、議会の議決を必要とするものでございます。

内容といたしましては、平成 26 年 4 月 1 日付で副室長に昇任し管理職となった職員が、平成 27 年 4 月から平成 29 年 3 月までの 2 年間、兵庫県西播磨県民局光都土木事務所に派遣され、派遣先での業務が労働基準法上の管理監督者に当たらないにもかかわらず、管理職手当を支給され、時間外勤務手当を支給されなかったとして、本町に対して 111 万 2,014 円の時間外勤務手当の支払いを求めているものであり、現在係争中の事案でございます。

この提訴に対しまして、本町といたしましては、職員を「反訴」という形で逆に提訴するものでございますが、本町は、当該職員に対して給与条例に基づき、平成 27 年 4 月から平成 29 年 3 月までの 2 年間に、合計 58 万 6,000 円の管理職手当、16 万 8,343 円の期末・勤勉手当役職加算及び 1 万円の管理職員特別勤務手当を支給をいたしております。仮に、管理職の地位にある職員に対して、管理職手当、期末・勤勉手当役職加算及び管理職員特別勤務手当を支給することが労働基準法に違反し、時間外勤務手当を支給しなければならないということであれば、職員は本町から 75 万 4,343 円のそれぞれ管理職手当、期末・勤勉手当役職加算及び管理職員特別勤務手当を不当に利得したことになり、本町といたしましては、75 万 4,343 円の返還を求めるための「反訴」を行うということでございます。

併せて、訴訟代理人の選任、和解、上訴、その他本訴訟に関する事項につきましては、町長に一任するものであります。

ただし、この訴えは、あくまでも本町の主張が認められないものと仮定をし、予備的な反訴として提起するものでございます。

以上、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく願い申し上げて、ご審議いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

ここでしばらく休憩します。

お諮りします。ここで昼食等のため午後 1 時 15 分まで休憩をとりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。

それですね、午後 1 時 15 分から全員協議会を開催したいと思いますので、議員控室のほうで午後 1 時 15 分から全員協議会を開催します。

なお、後の会議につきましては、全員協議会終了後ということで、よろしくお願いします。

そういうことで、急きょお願いします。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、何でしょうか。

4 番（廣利一志君） 提案に対する質問はできないんですか。

議長（岡本安夫君） 本会議でできます。全協の後でします。

4 番（廣利一志君） 全協が終わってから？

議長（岡本安夫君） はい、全協が終わってから、また、本会議再開しますので、そこで
できます。

それでは、休憩します。

午後 0 0 時 0 0 分 休憩

午後 0 2 時 0 0 分 再開

議長（岡本安夫君） 全員おそろいですので、休憩を解き、会議を続行します。

午前中に議案第 87 号につきましては、提案説明がございましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 全協の中でも、いろいろご説明をいただいたんですけども、なお一層、やっぱり疑問が噴き出して来るというか、今、客観資料を出していただいて、先ほどの全協の中でも、若干触れられましたけれども、2 年間の県派遣という際の事前の説明というところと、合意納得というところについて、これはやっぱり十分ではなかったのではないかな。そこが、まず、問われてくるのではないかなと。

それと、もう 1 つは、2 年間の光都事務所在籍中も訴状というのか、申立書等にありましたけれども、説明を求めるも、町当局からは拒否されると。

ですから、町長の説明では、その説明をしたように言われておりますけれども、原告の言い分は、やっぱりそうではないと。だから、丸っきりそれはかみ合っていないというか、その話し合いがされていないという形がありますので、まず、その事前の話し合いというのが、十分であったのかな、納得されたのかなと。

町から県に派遣される協約書、協議書、これにも時間外手当というところが明記されています。

そしたら、管理職だけでも、あなたは管理職だけでも、この時間外手当は支給されないと。そういうことを明言されて説明されたのかなと。

ですから、振り返って考えるに、そこがやっぱり一番重要ではないかなというふうに思います。3 点、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 職員のそれぞれの異動、派遣、これは少なくとも町長の専権事項であります。

ただ、当然、職員にも必要な場合に、そういう説明をする場合もあります。

ただ、通常、やはり職員と相談をして、どうしますかというような人事は、当然、できません。やはり全体の佐用町職員それぞれの分野で、それぞれ分担して仕事をしていただかなければならないわけです。その時に必要な、この異動ということ、これは毎年ですけれども、いろんな形でやっております。

ただ、今回、管理職という職責の中で、土木事務所に派遣した。このことについては、これまでも前例がなかったということですが、当然、前例は、今までには、そうした職員を派遣したことはなかったことは確かです。

ただ、管理職を派遣してはならないという規定も何も、それ当然、逆にありません。

少ない技術職員の中で、佐用町内の県のいろんな仕事、これを遂行してもらうためにも、私は、管理職として一般職員ではない管理職として県との仕事のいろいろな協議をやっていただいて、より緊密に佐用町のいろんな事業が遂行できる、進めれるように、それをしていただくことを期待して派遣したというふうに説明をしております。

それで、その時間外手当がどうの、管理職手当という話について、当初から、そういう話をして派遣したもので当然ありません。それは、どの職員も自分も既に1年前に管理職になって、それぞれ、その勤めている1年間の職務の中で、ほかの職員もいろんな職務、仕事をしてきております。それは、当然、どの部分が管理職の仕事で、これが一般職の仕事だというような、なかなか町のそうした業務の中で明確にすることは、当然、できません。それは、お互い、職員は職員として自覚を持ってやってくれているということで、他の職員を見ていただいても、当然、管理職に補職した場合には時間外手当は出ておりません。

ですから、時間外が非常に多い時なんかについては、そういう仕事が立て込んだ時には、一般職員のほうが、そうした職員よりかは給与総額から見れば、かなり多くなってしまう場合も、当然あるわけです。それは、誰もがそういうことでやってきた中で、皆さんは、職員は、それを自覚して納得してやってくれていると、そういう給与規定の中でやってもらっていると思っております。

それから、そうした職員が話を、職員も私のほうにも申し込んできました。だから、その時には、私は、そういうことで、派遣しているんだからということで説明をし、また、当時の総務課長も何回も話を聞いていると。そのたびに、一応、話は、同じことの堂々巡りになりますけど、一応、その時の話は聞いて、冷静にそれぞれ話して帰っているということであって、それを納得しているかどうかということについては、それは本人の問題であって、それが理解をされていないということだったと思いますけれども、そうしたことを全く聞かないとか、そういうことはなかったと思います。

ただ、同じことを、繰り返して主張され、さらに弁護士を通して話が来ました。代理人を立てて弁護士をされたので、そういう段階になれば、私は、個人的な折衝、話はもうできない。これは、弁護士を通しての話、代理人の中で話をしなければならなくなったということで、それ以後は、その話はしておりません。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 町長、私が聞いているのは、その人事の相談ということではなくて、それは、どうしますかという話は、当然そんな話は、誰にもそれはされなと思います。そうじゃなくって、町から県に派遣されて労働条件の変更になりますので、それが3月の派遣直前の内示が出て、その労働条件が変わると。人事で、あなたはこの職場へということじゃなくって、労働条件が変わると、そこが協議書にも、そのことが書かれているわけですから、そのことの説明が一番にやっぱり不足していたのではないかなと、それは今、町長も言われたように、労働条件については、話していないと。だから、そこが一番問題で、要するに管理職なんだけども、時間外手当は出ないよと。時間外勤務があるけども出ないよと。一番そこが、実は問題で、いきなり裁判と、その弁護士を立ててという話がありますけども、それには、すごい長い期間があったと思います。それは、話し合いを拒否されたからと。何度も話し合いを持とうとしたけれど拒否されたと。そういう中で弁護士が出て来たと。だから、それはやっぱり時間軸を追ってされないと、我々は、いきなり弁護士かという話で受けとりますけれども、再度聞きますけれども、やっぱり労働条件の変更については、さらにこれは、要するに職場が違うわけですから、ここについては、先ほどの管理職手当、管理職なんだから、要するに時間外手当は出ないと、この明言だけは必要だったのではないかなと思います。いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 派遣した時に、その時間外手当は出ませんよということの確認、これは私は通常必要ないというふうに思っていました。と言うのは、先ほど言いましたように、どの職員もそういう形で職務を行っているわけであって、彼も始めて管理職にして、管理職にした中で、県に派遣したわけではありません。1年間町の建設課で職務を行って、そうした条件の中で仕事をした上で派遣しておりますので、私は、そこまでの県に派遣して、逆に出るんであれば出ますよですけども、その管理職手当というものは、管理職として処遇をする。これには身分の変更はないんですから、その形で派遣したという中で、これは当然、自ずと本人はわかっているというふうに思っております。それから県に派遣するのに当たっても、当然、どのように本人が考えるか。これについて、説明が遅かった。労働条件の変更だと。これは、どの職員もそれぞれ事前に内示という形で発表します。ただ、県の場合には、その前に、こうして少し、全体の内示の前には県へ派遣ということ、それは県との協約の関係がありますから行います。ですから、それが早かった、遅かったというふうに、それをとるかたらんかは、これはもう本人で、私は、そういう規定の中で、通常の人事を行ったというふうに思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） だから、

〔町長「ちょっと補足させてください」と呼ぶ〕

議長（岡本安夫君） ちょっと待って、補足、副町長のほうから補足があるそうです。

副町長（坪内頼男君） 労働条件の変更の部分なんですけども、実は、この職員については、県との協定書でも併任辞令ということになっています。佐用町の職員の事例と合せて県の職員の派遣辞令ということで、基本的には、それは勤務先は本庁から、あるいは支所からテクノのほうの県の職場のほうには変わりますけれども、基本的な身分、労働条件、管理職手当を支給される職員であるか、あるいは時間外手当を支給される一般行政職員であるか、そういった面については、変更がないという前提ですので、その点は、事前にその変更を、労働条件の今お尋ねの時間外手当が当たらないというような説明はする必要がないというように判断しております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 私は、基本的な立場は、やっぱりこの役場内で顔が見れる職員です。その中で、やっぱり、なぜ裁判が起こってしまったのかなというところが一番疑問なんです。それで、さらにけんかを売られたから、やっぱりけんかを買っていくという形の反訴という形も、これは納得できないんです。ですから、そこは、そこは、一番わかったのは派遣前に片方は説明したと。片方は説明聞いていないと。だから、そこで、やっぱり要するに人事の問題でありますけれども、やっぱり職場が町から県に変わると。派遣されるというところは、やっぱり労働条件大きく変わるわけですから、そこは、やっぱり納得性がなかったというところだけはわかったんではないかなと。要するに、納得して2年間行くと。それはなかったというところが、今の議論の中ではっきりしたのではないかなと。いかがですか。それは。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 訴訟されて、それを受けることが、けんかを売られたとか、それに対して、また返すんだと。そういう感覚で、私は、行っておりませんし、その言葉は、ちょっとおかしいなというふうに、私は、今、思いました。

提訴されれば、こちらは義務的に応訴をしなければならないわけです。これは、私は、職員にもいいました。

私は、今まで、その職員とも、大きな声で怒鳴ったり、例えば、暴言を吐くようなことは一切しておりません。私は、冷静な中で話をしてきたと思っております。

その時に、職員が、当然、町を訴えるというようなこと、これは決していいことではな

い。ただ、それは、職員誰もが、この日本の法治国家の中で、三権分立の中で、疑問があって、どうしてもそれを、自分の主張、それを通したい、それが正しいと、それに対しての裁判を起こす。そして、司法の判断を仰ぐ、これは、誰も思っている権利なんですね。その権利を行使されることは、これは仕方ないということを申し上げております。

だから、町としては、それに対して、きちっと町としての主張すべきことは、主張しながら、応訴をしていくということしかないんですね。これは、裁判していること自体は、特に、ある意味では異常なことではない。

職員が、町を訴えるということも、それはめったにあることではないですよ。でも、そのことは、決して、やってはならないことではないし、異常なことではないという考え方でおります。

ただ、そういう中で、職員が、ほかの職員に対してメールを送っております。自分の主張を含めて、それは自分の主張です。ただ、その中で、町長はやめろと、そういう暴言を吐いております。

私は、言葉の中で、やり取りの中で、感情的になって、激昂して、そういう言葉が出る場合は、お互いあるかもしれません。しかし、冷静な中で、そうしたメールで、一般職員に対して、

〔「（聴取不能）」と呼ぶ者あり〕

町長（庵逄典章君） いやいや、いやいや、これは言うとなかなかん。

そうしたことが、されるということは、私は、職員が、この今言われる、けんかを売っているんじゃないかと、そういうことに、感情的につながってしまうわけです。そういう問題じゃないということを申し上げておきたいと思います。

議長（岡本安夫君） 3回目ですので、すみません。ほかに。

〔西岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、西岡議員。

12 番（西岡 正君） （聴取不能）ないかわかりませんが、3回の原則は守ってください。

議長（岡本安夫君） 今、3回…。

12 番（西岡 正君） ですから、ほかに一応聞いて、もしなかったら、元に戻ったらいけど、

〔廣利君「今、3回です」と呼ぶ〕

12 番（西岡 正君） 3回という…

議長（岡本安夫君） いや、だから…次は、ほかの質疑、ほかの人です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） ちょっと、向こうでも聞いたんですけれど、彼が言うておる 111 万 2,000 円何がしの分は、皆さんもご存じのように、超勤した場合、本来の勤務時間に達するまでは、A 単価の 100 分の 100 であって、それを本来の勤務を過ぎてなおかつした場合は、100 分の 125 の B 単価が当たります。そして、夜の 10 時、いわゆる 22 時までは、その単価でいくんですけれど、超えた場合、一般職については、また、夜勤手当の 100 分の 25 の C 単価が加算されるわけであります。

ですから、管理者の場合は、当然、その 100 分の 125 が当たりませんので、C 単価の 100 分の 25 だけになるわけなんですけれど、その 111 万 2,000 円何がしの根拠ですね、それは、多分、これから裁判の 1 つの、これが本当に、それが 22 時を超えた分もあるんかも含めて、総務課長は、ちゃんとかんでおかんと、1 つのこれも、また、そういうことに入ってくると思いますので、そこらへんについては、しっかり、そこらへんもおさえてやっていただきたいのと…。

私らも JR のほうで管理職もしていましたし、関連会社へ出向したり、また、いわゆる下請のほうへ出向とか、いろいろなこと、業務命令してきました。ですから、そういう裁判までにはなったことはないんですけれど、難しい、いっぱいあったんですけれど、それやっぱり、ある程度、その職員との根回しの中で、職員が「うん」ということで納得した上での、そういう、いわゆる、そういう指示を出しますので、そこらへんの根回しも、もうひとつ、それが足らなかったんかないう気もするわけなんですけれど、やはり、最終的に、ここまで行った以上は、裁判官の判断になるわけでございますけれど、私は、だいたい落ち着くところは、自分の頭の中では、わかっています。そやけど、ここで、私が裁判官じゃないんで言えませんが、言いませんが、やっぱり、ここまで来た以上は、その人の認識が、いわゆる管理職としての認識が、ちょっと甘かったんかなという気がします。

ですから、そこらへんの総務課長が、その 111 万 2,000 円の根拠だけは、しっかりつかんでおってください。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 非常に貴重な助言いただき、ありがとうございます。

この件につきましては、先ほどの時にも、ご答弁させていただきましたように、原告側の一方的な数字しか、私ども把握しておりませんので、今後は、弁護士とも相談、実際のその確認を含みながら、第 2 回以降の口頭弁論に進めていきたいと思いますので、ありがとうございます。

議長（岡本安夫君） はい、ほかに。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 公平委員会という組織がありますけれども、まず、さっきの話の続

きになりますけれども、裁判を起こす権利は、町長言われるように、誰にもあります。基本的にあります。

ですけれども、泥仕合のような形の裁判、反訴という形は避けるべきだと。それでは、さっきの繰り返しですけれども、事前の話し合いが、やっぱり十分ではなかったと。納得性が十分ではなかったというところが、やっぱり大きいのと。

最大、それがもし、できなかったとして、公平委員会という組織がありますけれども、ここのサゼッションというのが、実は、もっと早くにあるべきだったのではないかなというふうに思うんですけれども、要するにアクセス方法がわからなかったり、昨日、ホームページ見ても出ていないというような形もありますので、やっぱり中で処理をしていくという形ができなかったのかなと。

そういう話は、例えば、話し合いの中で拒否するのではなくって、公平委員会にかけよという話はされなかったんでしょうか。

議長（岡本安夫君） どなたが。

〔副町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、副町長。

副町長（坪内頼男君） 公平委員会にというような、そういった議論はしておりません。

もう1点、前段の反訴は避けるべきだと、これは、予備的反訴ということを、再三、ご説明しておると思います。

労働基準法に基づいて、時間外手当を支給すべきだというような判決が出た場合に、町としては、管理職手当を支給する根拠がなくなるんです。条例をして、条例よりも上位方法、法律で、そういう判断が出たということですから、ということは、町は、根拠のない支払いをしたということになります。

それについては、やっぱり、それを受け取られた方から返していただく、これは当然のことだと思う。そういう意味での反訴ということです。そういう泥仕合、やったからやられるとか、そういう次元の話では決してないです。極めて法律的に判断して、法律的に対処するという判断での反訴ということです。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） その予備的反訴ということになりますけれども、要するに、さっきの公平委員会については、そういうサゼッションというのは、もう全くなしに、その中で処理するということはなかったということですね。

だから、まずわかったのは、3月の内示の時に納得性がなかったということがわかったのと、できるだけ、やっぱり内部で処理をして、公平委員会にかけていこうということもしなかったということ。

それと、予備的反訴という言い方ですけれども、本訴が敗訴と、原告勝利という形が、私は予測されます。判例等については、もう積み重なったものが、かなりあります。管理職の時間外手当については。

それで、有名なものもありますし、公務員のものがたくさん出ております判決として。

で、1つ例示的なのは、稲沢の消防署 50 名が時間外手当を求めて提起して、うち5名が管理職、時間外手当を求めましたけれども、名古屋高裁まで行って、これは勝利しております。

そういう例がたくさんあるわけですがけれども、私は、反訴も取り下げ、原告ともう1回話し合うという形は、今からできないのでしょうか。

〔西岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、ちょっと、待って、

〔西岡君「動議です。動議です」と呼ぶ〕

議長（岡本安夫君） はい。

12 番（西岡 正君） 今、ずっと、その質疑を聞いているんですが、本案件とは何ら関係のないものが、いっぱい出ています。

本人が納得して派遣したのか。これは、納得しようとすまいと、職員の皆さんに申し訳ないですがけれども、町長には人事権がありますから、町長の裁量でできます。

そしてまた、その時間外手当の説明をしたかというものもありましたけれども、そういう中において、町の職員の副室長が、町の条例は全く知らなかったとは通らない。かなりですね、私…。

〔金谷君「何の動議ですか。何の動議」と呼ぶ〕

12 番（西岡 正君） ですから、質疑の打切りの動議を出しました。その動議に対して出しましたので。

〔廣利君「関連の質問をしているんですよ」と呼ぶ〕

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

〔廣利君「全然関係ない話じゃないですよ。これは」と呼ぶ〕

議長（岡本安夫君） はい、今、賛成者がありますので、動議を認めます。
暫時、休憩をとります。

午後02時34分 休憩

午後02時35分 再開

議長（岡本安夫君） ああ、すみません。
休憩を解き、会議を再開します。
ただ今、質疑打切りの動議が出ましたので、賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。挙手、多数ですので、質疑打ち切りの動議が成立しました。

それでは、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔西岡君 挙手〕

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 反対の方から。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 議長、抗議します。

こんなあり方はあきませんよ。町民理解できませんよ。

議案第 87 号、反訴の提起について、不当利得返還請求反訴事件、本件議会議決に反対する立場から討論させていただきます。

管理職の時間外手当に関して、現在に至るまで多数の裁判が起こされ、判例としての積み重ねがあります。代表的なものとして、1 つ、日本マクドナルド名ばかり管理職判決。2008 年 1 月東京地裁判決。管理職である店長は、その職務の内容、権限及び責任の観点からしても、その待遇の観点からしても、管理監督者に当たるとは認められない。従って、店長、原告に対しては、時間外労働や休日労働に対する割増賃金が支払われるべきである。

2 つ目、先ほど触れました、稲沢市消防署管理職時間外手当請求判決。2009 年 11 月、名古屋高裁判決、1 審の原告は 50 人、このうち 5 人の上級職員、主幹、副主幹は高等裁判所まで争われました。1 審、控訴審とも勤務時間や勤務場所について拘束を受けていたこと。管理職手当は、それほど優遇されていなかったこと。重要事項の決定に関与していなかったことなどから、管理監督者性を否定しました。控訴審の名古屋高裁は、2009 年 11 月、市に対して 5 人の管理職に残業代を支払うよう命じました。

東大阪市の主任が権限を与えず管理職として扱い残業代を支払わなかったのは、労働基準法違反として時間外勤務手当などを 520 万円の支払いを求めた訴訟で、市が解決金 180 万円を払う条件で大阪高裁で和解したことがありました。なお、本件の地裁判決では主任が勝利し、市に 288 万円の支払いを命じています。これは 2015 年 8 月です。

さらには、働き方改革の中で、管理職という肩書きではなく勤務の実態を見るという考え方が主流であります。管理職だから時間外勤務は当たり前ではなく、その実態に注目することこそ重要であります。いわゆる管理職の中でも管理監督性を有しない管理職に関する時間外手当の支払いは世の中の趨勢であります。

労働基準法第 41 条第 2 号において、監督若しくは管理の地位にあるもの（管理監督者といいます）は、残業代に関する適用除外というふうになっております。

裁判例における管理監督者性、該当性の判断要素としては、1、職務内容、権限、人事上の決定権などですが、必ずしも、それに限定されず、経営全般に関する重要な決定への参画が考慮されることが多いです。

2 番、勤務態度、出退勤管理などを、労働時間に関する拘束の程度が考慮されます。

3 番、賃金処遇、一般従業員と比較して管理監督者にふさわしい待遇がなされているか

が考慮されます。

と言ったものがあります。

そこで、管理職、管理職手当について言えることは、1つ、管理職手当を支払っているから管理職ではないということです。

2番目に管理職手当イコール時間外手当ではないということです。

結論として、本訴は、過去の判例などを踏まえ、至極、当然、適切な要求であります。

ここからは、議会の問題でありますけれども、議会は、上位法令に対して、佐用町職員の給与に関する条例が反していることこそ、実は、議題とすべきであります。

メンツにこだわり反訴をして解決を遅らせるのではなく、真正面から主張に耳を傾け、職員が働きやすい環境を考え、まさに働き方改革こそ、必要であることを認識して反訴を取り下げ、真摯な話し合いをすることが、今、求められているというふうに思います。

我々議会は、役場職員の声なき声に耳を傾けるべきです。

働きやすい環境を望む意見に、きちんと向き合うべきです。

今回の件は、特異でまれなケースではないこと、それぞれの職場において似たようなケースがないか、そこにこそ、我々議会は注意を払うべきです。

反訴について、本訴に対するものであり、反訴は、町当局が原告となります。これには、議会の議決が要件であります。その意味では、議長、我々、議会も原告であります。双方の主張、その隔たり、公判の状況など、あまりにも一方的であり客観資料がなさすぎます。

先ほどは、出てまいりましたけれども、時間的な問題、あるいは審議打ち切り、そんなことで議会の役割が果たせるのかな。町民の皆さんの疑問に果たして応えることができますか。

町の幹部職員が当局を訴える。当局が反訴で対応する。なぜ、話し合いで解決できないんでしょう。

議会は、双方の主張にきちんと耳を傾けたんでしょうか。

議会は、今回のケースの根底に何が隠されているのか、きちんと調査をしたのでしょうか。

議会は、チェックの機関ではないのですか。

当局は、本訴原告と真摯な態度で主張に耳を傾け、話し合いをすべきであります。

要求の時間外手当については支払う。管理職手当の返還を求めない。条例の不備については、早急に改正すべきであります。

今回の反訴については、取り下げる。私は、議案第87号については、以上の理由で反対いたします。

議長（岡本安夫君） ほかに、討論ありませんか。

〔西岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、西岡議員。

12番（西岡 正君） 大変長い、反対討論が出ました。

12番、西岡 正、議案第87号、反訴の提起について、賛成の立場で討論をいたします。

今回、提案の反訴の提起については、8月23日の全員協議会で町長より詳しい説明がございました。

さらに今日、議員控室において、再度また、説明もありました。そして、質疑を受ける場もありました。そういう中で、説明は十分されたと、私は思っております。

職員は、平成 27 年 4 月より平成 29 年 3 月までの 2 年間、兵庫県西播磨県民局光都事務所道路第 2 課に佐用町副室長、管理職の身分で派遣されました。

2 年間の派遣の中で、時間外手当を支給すべきであると主張されております。

時間外勤務手当として、計 111 万 2,014 円支給を求めているとでございます。

佐用町職員の給料に関する条例第 21 条では、管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で定める者についてその職務の特殊性に基づき、長の定める基準に従い支給するとあります。

また、時間外勤務手当については、22 条において支給しない旨が明記されております。

今回の裁判の中で、時間外手当を支給しなさいということになりますと、管理職手当支払い済みの 75 万 4,343 円が不当利得に当たるとし、町当局が支払いを求めるのが反訴であります。

町条例に明記されているように、管理職手当済みの給与の一部がダブルで支払することになるのではないかと。

住民の税を財源として支払っている給与をダブル払いは避けなければなりません。

当然、結果次第では、町当局が反訴しなければ、議員として裁判をしてでも支払いを求めなさいと言わざるを得ないのが議員の立場の仕事だと、私は思っております。

町条例では、町の法であります。この条例は、私たち議会にも諮られた上で条例が制定されております。労働基準法もありましょうし、いろんな法律もありますけれども、我々が町会議員であって、自分とこの町の条例を守らなければならない。これが、議員だと思っております。

今までの町当局の説明を、私は、十分理解した上で、賛成の討論とさせていただきたいと思えます。以上です。

議長（岡本安夫君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 87 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 87 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって、議案第 87 号、反訴の提起については、原案のとおり可決されました。

日程第 25. 認定第 1 号 平成 28 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 26. 認定第 2 号 平成 28 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 27. 認定第 3 号 平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 28. 認定第 4 号 平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 29. 認定第 5 号 平成 28 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 30. 認定第 6 号 平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 31. 認定第 7 号 平成 28 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 32. 認定第 8 号 平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 33. 認定第 9 号 平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34. 認定第 10 号 平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 35. 認定第 11 号 平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 36. 認定第 12 号 平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 37. 認定第 13 号 平成 28 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 38. 認定第 14 号 平成 28 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 39. 認定第 15 号 平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 40. 認定第 16 号 平成 28 年度佐用町水道事業会計決算の認定について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 25 に入りますが、日程第 25 から日程第 40 までについては一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 25、認定第 1 号、平成 28 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 40、認定第 16 号、平成 28 年度佐用町水道事業会計決算の認定についてまでを、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました認定第 1 号から認定第 16 号までの平成 28 年度佐用町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定につきまして一括議題とされましたので順次ご説明を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして佐用町監査委員の決算審査意見書を添えて関係書類を提出し、議会の認定を賜りたく存じますので十分ご審議いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、認定第 1 号、平成 28 年度佐用町一般会計決算からご説明を申し上げます。金額につきましては、千円単位で申し上げます。

まず、決算書 76 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

一般会計の歳入総額は 130 億 9,269 万 3,000 円、歳出総額が 130 億 2,349 万 9,000 円、歳入歳出差引額 6,919 万 4,000 円で、翌年度に繰り越すべき財源が 190 万円でございますので、実質収支額は 6,729 万 4,000 円でございます。実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額を 3,500 万円といたしております。

次に、決算書 1 ページ、一般会計歳入決算書をご覧ください。

歳入につきまして、款別の収入済額と主だった歳入については、歳入総額に対する割合、及び主な内容等を報告させていただきます。

町税は、21 億 9,588 万円で 16.77 パーセント。

地方譲与税及び各種交付金につきましては、国・県のルールに基づきまして交付をされます。地方譲与税 1 億 3,489 万 4,000 円で 1.03 パーセント、利子割交付金は 235 万 6,000 円、配当割交付金は 940 万 4,000 円、株式譲渡所得割交付金は 588 万 3,000 円で、地方消費税交付金は 2 億 9,957 万 1,000 円で 2.29 パーセント、ゴルフ場利用税交付金は 4,204 万 6,000 円、自動車取得税交付金は 3,877 万 4,000 円でございます。

地方特例交付金は、557万4,000円で、地方交付税は、63億5,776万8,000円で48.56パーセント、そのうち、特別交付税が6億1,490万円でございます。交通安全対策特別交付金は393万6,000円となっております。

分担金及び負担金は、1億2,541万4,000円で0.96パーセントで、その主なものは、三土中学校解体撤去工事費負担金、児童福祉施設費負担金などがございます。

使用料及び手数料は、2億5,511万5,000円で1.95パーセント、主なものは、キャンプ場使用料、町営住宅使用料、町民プール使用料などがございます。

国庫支出金は、7億829万2,000円で5.41パーセント。児童手当負担金、障害者福祉サービス負担金など経常的な財源のほか、地方創生加速化交付金、臨時福祉給付金補助金などを受け入れております。

県支出金は、6億7,730万円で5.17パーセントで、主なものは、児童手当負担金、医療保険事業に係る保険基盤安定負担金、障害者福祉サービス負担金、地籍調査事業委託金などがございます。

財産収入は、7,750万4,000円で0.59パーセント、土地等の賃貸料、各種基金の預金利子などがございます。

寄附金は、1,180万円で、一般寄附金、ふるさと応援寄附金でございます。

繰入金は、3億287万1,000円で2.31パーセント、中身は特別会計繰入金と基金繰入金で、うち、財政調整基金につきましては7,881万7,000円を繰り入れております。

繰越金は、2,779万5,000円、うち、繰越明許費に係るものは1,100万7,000円でございます。

諸収入は、1億9,758万7,000円で1.51パーセントとなっております。

町債は、16億1,292万9,000円で12.32パーセント、その内訳は、臨時財政対策債3億8,192万9,000円、合併特例事業債9億2,820万円、過疎対策事業債2億6,730万円、緊急防災・減災事業債3,550万円となっております。

次に、歳出でございますが、同じく7ページ、一般会計歳出決算書をご覧いただきたいと思っております。

人件費関係は省略させていただきます。歳入と同様、款別の支出済額と主だったものの歳出総額に対する割合、及び主な事業等につきましてご説明を申し上げます。

議会費は、1億1,891万9,000円で、歳出総額に占める割合は0.91パーセントでございます。

総務費は、14億1,961万5,000円で10.90パーセントであります。総務管理費におきまして、地方創生加速化交付金事業、協働のまちづくり事業、佐用チャンネルなど情報通信施設管理事業などを実施いたしております。

民生費は、32億8,944万6,000円で25.26パーセント、主な事業といたしましては、社会福祉費におきましては、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療等の特別会計への繰出金、外出支援サービス事業、高年クラブ助成事業、老人医療費助成事業、障害者福祉サービス事業などがございます。児童福祉費におきましては、南光保育園建設工事を実施したほか、児童手当支給事業、学童保育事業、乳幼児等医療費助成事業及び保育園、子育て支援センター管理・運営事業などが主なものでございます。

衛生費は、11億1,668万8,000円で8.57パーセントでございます。主な事業といたしましては、保健衛生費におきましては、簡易水道事業特別会計等への繰出金、各種検診などを行う保健事業、予防接種事業、母子保健事業でございます。清掃費におきましては、にしはりま環境事務組合負担金と、クリーンセンター、衛生公苑などの施設管理事業が主なものでございます。

農林水産業費は、7億4,353万円で5.71パーセントとなっております。主な事業といた

しましては、農業費におきまして、農作物特産定着化対策事業、野生動物防護柵設置事業補助、農業の担い手確保対策事業、農業基盤整備事業などを実施いたしております。林業費におきましては、シカ緊急捕獲拡大事業をはじめ有害鳥獣駆除活動補助事業、荒廃溪流整備事業などを実施いたしております。

商工費は、3 億 1,154 万 3,000 円で 2.39 パーセントでございます。主な事業といたしまして、道の駅「宿場町ひらふく」の改修工事を実施したほか、町商工会助成金、町観光協会補助金、西はりま天文台公園特別会計及び笹ヶ丘荘特別会計への繰出金などを計上いたしております。

土木費は、12 億 2,838 万 9,000 円で 9.43 パーセント。主な事業といたしましては、土木管理費におきまして、急傾斜地崩壊対策事業を実施。道路橋梁費におきましては、従前からの道路・橋梁の新設改良事業のほか、橋梁の点検など橋梁維持修繕事業を実施いたしております。都市計画費、下水道費におきましては、播磨高原広域事務組合への上下水道事業繰出金や特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金が主なものでございます。

消防費は、5 億 5,290 万 3,000 円で 4.25 パーセントでございます。西はりま消防組合への負担金、消防団の運営経費が主なものでございます。

教育費は、11 億 3,177 万 4,000 円で 8.69 パーセントでございます。小学校費及び中学校費におきましては、通常の学校管理・教育振興・通学対策事業のほか、施設整備事業として三日月小学校大規模改修工事を実施いたしました。社会教育費におきましては、高年大学や青少年育成センターの運営、図書館等社会教育施設の管理・運営事業などを継続実施いたしております。保健体育費におきましては、スポーツ振興策としての体育協会補助、及びマラソン大会運営助成、スポーツ公園・体育館などの社会体育施設や学校給食センターの管理運営が主なものでございます。

公債費は、26 億 9,861 万 1,000 円、20.72 パーセントでございますが、うち、12 億 3,813 万 5,000 円は後年度負担の軽減を図るため繰上償還しております。

諸支出金は、4 億 1,208 万 1,000 円で 3.16 パーセント、公営企業費及び基金費でございます。

以上、一般会計の説明とさせていただきます。

次に、認定第 2 号、平成 28 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定につきましての提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 6,909 万 6,933 円、歳出総額 6,909 万 5,000 円、差し引き 1,933 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 77 ページ「実質収支に関する調書」をご覧くださいと思います。

次に、決算書 11 ページをご覧ください。まず、歳入よりご説明をいたします。

財産収入が 2,502 万 7,000 円で、うち、出資配当金が 2,000 万円、町有地である発電施設用地の賃貸料が 502 万 7,000 円でございます。

諸収入は、4,406 万 8,449 円で、資金貸付金元利収入となっております。

次に、歳出でございますが、13 ページをご覧ください。

諸支出金といたしまして、一般会計への繰り出し金が 6,909 万 5,000 円でございます。

以上で、メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、認定第 3 号、平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 26 億 2,338 万 629 円、歳出総額 25 億 8,987 万 9,176 円で、差し引き額 3,350 万 1,453 円となっております。

実質収支につきましては、決算書 78 ページの「実質収支に関する調書」をご覧くださいと思います。なお、実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入金額を 3,000 万円といたしております。

95 ページ、「財産に関する調書」の、国保準備基金は、前年度末現在高 2,483 万 2,544 円、決算年度中増減高は 7 万 4,497 円の増額で、平成 28 年度末現在高は 2,490 万 7,041 円でございます。

次に、決算書 15 ページをご覧ください。まず、歳入からご説明をいたします。

国民健康保険税は、3 億 7,798 万 7,530 円でございます。

使用料及び手数料は、督促手数料として 16 万 4,930 円でございます。

国庫支出金は、4 億 9,624 万 2,593 円で、内訳は、療養給付費分・高額医療費共同事業費分・特定健診等の費用に係る、定率の国庫負担金が 3 億 5,843 万 7,593 円、財政調整交付金等の国庫補助金が 1 億 3,780 万 5,000 円でございます。

療養給付費等交付金は、1 億 2,411 万 4,104 円で、退職被保険者に係る交付金でございます。

前期高齢者交付金は、7 億 2,226 万 3,799 円で、65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者に係る交付金でございます。

県支出金は、1 億 1,265 万 9,901 円で、内訳は、高額医療費共同事業費分・特定健診等の費用に係る定率の県負担金が 1,508 万 3,901 円、国民健康保険事業費・県財政調整交付金等の県補助金が 9,757 万 6,000 円でございます。

共同事業交付金は、5 億 8,102 万 2,050 円であります。

財産収入は、7 万 4,497 円で、基金の預金利子であります。

繰入金は、他会計繰入金が 1 億 9,399 万 6,324 円でございます。

繰越金は、272 万 6,913 円。

諸収入は、1,212 万 7,988 円で、内訳は 延滞金、加算金及び過料が 175 万 1,206 円、受託事業収入が、37 万 7,594 円、雑入が 999 万 9,188 円となっております。

続いて、決算書 19 ページからの歳出についてのご説明を申し上げます。

総務費 2,949 万 8,638 円で、内訳は、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費が 2,757 万 7,637 円、賦課徴収事務に係る徴税費が 170 万 113 円、運営協議会費が 22 万 888 円でございます。

保険給付費は、16 億 6,542 万 7,310 円で、内訳は、療養諸費が 14 億 3,303 万 8,736 円、高額療養費が 2 億 2,962 万 822 円、出産育児諸費が 126 万 630 円、葬祭諸費が 150 万円、結核医療付加金が 7,122 円となっております。

後期高齢者支援金等は、2 億 3,751 万 4,054 円。

前期高齢者納付金等は、17 万 2,139 円。

老人保健拠出金は、9,101 円。

介護納付金は、8,885 万 7,109 円。

共同事業拠出金は、5 億 4,764 万 9,210 円でございます。

保健事業費は、716 万 1,124 円で、内訳は、特定健康診査等事業費が 618 万 9,843 円、保健事業費が 97 万 1,281 円であります。

基金積立金は、7 万 4,497 円で、国保準備基金の預金利子の積み増し分でございます。

諸支出金は、償還金及び還付加算金として 1,351 万 5,994 円で、前年度の補助金・交付金等の実績精算に基づく返還金と、過年度の補助金額変更による返還金が主なものとなっております。

以上で、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第 4 号、平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の

認定についての提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 2 億 8,334 万 4,434 円、歳出総額 2 億 7,902 万 7,989 円、差し引き額 431 万 6,445 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 79 ページ「実質収支に関する調書」をご覧ください。

次に、決算書 23 ページをご覧ください。まず、歳入からご説明をいたします。

後期高齢者医療保険料は、1 億 8,327 万 2,384 円。

使用料及び手数料は、督促手数料として 2 万 1,700 円でございます。

県広域連合支出金は、181 万 4,490 円で、後期高齢者の健康診査事業に係る、兵庫県後期高齢者広域連合からの補助金でございます。

繰入金は、9,394 万 4,736 円、他会計繰入金として、保険基盤安定・広域連合分賦金・職員給与等の繰入金でございます。

繰越金は、398 万 6,422 円であります。

諸収入は、30 万 4,702 円で、内訳は償還金及び還付加算金として 27 万 9,702 円、雑入が 2 万 5,000 円でございます。

続いて、決算書 25 ページからの歳出についてを説明申し上げます。

総務費は、764 万 2,444 円で、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費であります。

保健事業費は、186 万 70 円で、後期高齢者の健診等に係る事業費であります。

後期高齢者医療広域連合納付金は、2 億 6,900 万 8,773 円で、徴収した保険料及び保険基盤安定負担金などがございます。

諸支出金は、51 万 6,702 円で、償還金及び還付加算金でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第 5 号、平成 28 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定につきましては、歳入総額 23 億 5,476 万 4,210 円、歳出総額 23 億 5,116 万 9,905 円で、歳入歳出差引残額 359 万 4,305 円となっております。

実質収支につきましては、決算書 80 ページをご覧ください。

次に、決算書 27 ページ、まず、歳入よりご説明を申し上げます。

保険料は、4 億 1,694 万 1,390 円で、第 1 号被保険者保険料でございます。

分担金及び負担金は、負担金におきまして 1 万 900 円。認定審査会受託金でございます。

使用料及び手数料は、手数料におきまして 3 万 6,800 円。督促手数料でございます。

国庫支出金は、6 億 697 万 3,867 円で、うち、国庫負担金におきましては 4 億 1,327 万 7,971 円で、介護給付費負担金でございます。国庫補助金は 1 億 9,369 万 5,896 円で、主なものは、調整交付金及び地域支援事業交付金であります。

支払基金交付金は、6 億 736 万 3,802 円で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金でございます。

県支出金は、3 億 2,816 万 4,000 円で、うち、県負担金におきましては 3 億 1,900 万 1,000 円で、介護給付費負担金。県補助金におきましては 916 万 3,000 円で、地域支援事業交付金でございます。

財産収入は、4 万 3,136 円で、介護保険給付費準備基金の預金利子でございます。

繰入金は、3 億 8,704 万 374 円で、うち、一般会計繰入金におきましては 3 億 7,262 万 4,374 円。基金繰入金におきましては 1,441 万 6,000 円、介護保険給付費準備基金繰入金でございます。

繰越金は、407 万 1,241 円、前年度の繰越金であります。

諸収入は、411 万 8,700 円で、食の自立支援事業及び頭と体の健康教室の実費徴収金でございます。

次に、31 ページ、歳出の説明を申し上げます。

総務費は、1 億 739 万 5,695 円となっております。そのうち、総務管理費におきましては 9,611 万 9,867 円で、主なものは、人件費、電算システムに係る委託料など、事務費であります。介護認定審査会費におきましては 1,035 万 3,828 円で、主なものは、主治医意見書等手数料、介護認定審査会委員報酬でございます。運営委員会費におきましては 14 万 4,400 円。地域支援事業費におきましては 77 万 7,600 円でございます。

保険給付費は、21 億 6,801 万 7,231 円となっております。うち、介護サービス等諸費におきましては 19 億 4,472 万 1,625 円で、在宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費などがございます。支援サービス等諸費におきましては 7,558 万 6,416 円で、介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費など、介護予防給付に係る費用でございます。その他諸費におきましては 150 万 5,700 円、審査支払手数料などであります。高額介護サービス等費におきましては 3,437 万 2,526 円。特定入所者介護サービス等費におきましては 1 億 623 万 5,310 円、いわゆる補足給付費でございます。高額医療合算介護サービス等費におきましては 559 万 5,654 円であります。

地域支援事業費は、2,588 万 6,244 円であります。うち、介護予防事業費におきましては 360 万 4,799 円で、いきいき百歳体操、頭と体の健康教室などの介護予防事業を推進いたしております。包括的支援事業費におきましては 659 万 378 円、地域包括支援センターの業務に係る経費でございますが、平成 28 年度は生活支援コーディネーター設置に係る委託経費が実績として上がっております。任意事業費におきましては 1,569 万 1,067 円で、食の自立支援事業など、家族介護支援事業が主体でございます。

基金積立金は、介護給付費準備基金積立金 3,141 万 1,136 円でございます。

諸支出金は、1,845 万 9,599 円でございます。うち、償還金及び還付加算金におきましては 1,845 万 6,239 円、第 1 号被保険者保険料還付金及び過年度精算に伴う償還金でございます。繰出金につきましては、一般会計への繰出金 3,360 円でございます。

続きまして、サービス事業勘定についての説明申し上げます。

歳入歳出決算の総額は、歳入歳出とも 1,052 万 5,700 円であります。

実質収支につきましては、決算書 81 ページをご覧ください。

まず、歳入よりご説明を申し上げます。決算書 35 ページ。

サービス収入は、予防給付費収入におきまして 1,052 万 5,700 円。居宅支援サービス計画費収入でございます。

次に、37 ページ、歳出でございますが、サービス事業費は、居宅サービス事業費におきまして 740 万 5,400 円、介護予防支援委託料でございます。

諸支出金は、一般会計への繰出金 312 万 300 円でございます。

以上で、介護保険特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 6 号、平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出決算の総額は、歳入歳出とも 1 億 1,262 万 1,983 円でございます。

実質収支につきましては、決算書 82 ページをご覧ください。

次に、決算書 39 ページ、まず、歳入よりご説明を申し上げます。

事業収入は、1 億 261 万 8,587 円で、施設の入所者に係る生活扶助費及び施設事務費として、入所者の住所地の自治体が負担するものでございます。

繰入金は、983 万 9,255 円で、一般会計からの繰入金でございます。

諸収入は、16 万 4,141 円で、内訳は、受託事業収入が 3 万 8,100 円、雑入が 12 万 6,041

円となっております。

続きまして、41 ページ、歳出でございますが、民生費は、1 億 1,262 万 1,983 円で、老人ホーム費といたしまして、職員人件費、施設の管理運営費及び入所者の生活費を計上いたしております。

以上、朝霧園特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第 7 号、平成 28 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

平成 28 年度末の給水人口は 1 万 3,268 人、給水栓数は 5,344 栓で、前年度に比べて 358 人・1 栓の減となっております。

平成 28 年度の配水量は 206 万 1,867 立米で前年度より 3,933 立米の増、有収率は 83.09 パーセントでございます。

決算額は、歳入総額 5 億 5,709 万 5,484 円、歳出総額 5 億 5,241 万 9,260 円、差し引き額 467 万 6,224 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 83 ページの「実質収支に関する調書」をご覧ください。

次に、決算書 43 ページをご覧ください。まず、歳入より説明を申し上げます。

分担金及び負担金は、503 万 4,293 円で、内訳は、新規加入といたしまして 13 ミリ 14 件、25 ミリ 1 件、合計 15 件の加入金等でございます。

使用料及び手数料は、使用料として 3 億 5,392 万 8,923 円で、現年度使用料の収納率 99.09 パーセント。手数料は 54 万 1,100 円で給水工事検査手数料など合計 220 件でございます。

財産収入は、財政調整基金預金利子 24 万 4,723 円。

繰入金といたしましては、建設改良費等に充当するため、一般会計繰入金 1 億 6,463 万 9,000 円、基金繰入金 43 万 5,237 円を繰入れております。

繰越金は、581 万 9,330 円でございます。

諸収入は、消費税還付金等で 975 万 2,878 円であります。

町債は、簡易水道事業債 1,670 万円となっております。

次に歳出でございますが、簡易水道事業費は、2 億 3,181 万 7,660 円で、うち、管理費は 1 億 9,696 万 2,820 円で、内訳といたしまして人件費、関係機関への負担金、消費税等、一般管理費が 3,638 万 4,230 円で、基金費については、積立金等で 24 万 4,723 円、現場管理費については、施設の維持管理経費として、光熱水費、修繕料、塩素等の医薬材料費、施設管理委託料、ろ過砂補充工事、取水ポンプ更新等の工事請負金、水道資材購入のための原材料費等で 1 億 6,033 万 3,867 円でございます。建設改良費では 3,485 万 4,840 円で、主な内容は、本位田浄水場膜モジュール更新工事、真盛浄水場管理棟防水改修工事、配水管敷設工事、消火栓の移設工事等でございます。

公債費は、起債償還元金及び利子で 3 億 2,060 万 1,600 円となっております。

以上で、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第 8 号、平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 7 億 5,165 万 7,166 円、歳出総額 7 億 3,346 万 4,641 円、差し引き額 1,819 万 2,525 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 84 ページをご覧ください。

次に、決算書 47 ページ、まず、歳入よりご説明を申し上げます。

分担金及び負担金は、377 万 5,000 円で、負担金として事業加入負担金 15 件分でございます。

使用料及び手数料は、2億178万8,569円で、使用料として2億178万8,569円で現年度分の使用料収納率は98.84パーセント、手数料は6万5,000円で排水工事店指定手数料の3件等でございます。

国庫支出金は、公共下水道事業補助金3,185万円。

繰入金につきましては、一般会計繰入金として4億8,405万円。

繰越金は、前年度繰越金167万6,534円でございます。

諸収入は、雑入として131万7,063円で消費税の還付金、道路改良等に伴う移設補償が主なものでございます。

町債は、2,720万円で公共下水道事業債でございます。

次に歳出でございますが、公共下水道事業費は、2億8,915万9,514円で、管理費1億6,853万1,746円のうち、一般管理費では、人件費、各種協議会負担金、消費税等で4,420万7,303円。現場管理費では、下水道施設の光熱水費、医薬材料費、管理委託費、修繕及び維持管理経費等で1億2,432万4,443円で、次に、事業費は1億2,062万7,768円で建設改良費として、人件費などの経常経費、建設改良に要する設計業務委託費、統合に伴うマンホールポンプ築造工事や設備工事等1億2,062万7,768円となっております。

公債費につきましては、4億4,430万5,127円で、下水道事業債の償還元金及び利子でございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第9号、平成28年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入総額4億3,081万2,488円、歳出総額4億3,014万4,108円、差し引き額66万8,380円となっております。

実質収支につきましては、決算書85ページをご覧ください。

次に、決算書51ページ、歳入より説明を申し上げます。

分担金及び負担金は、新規加入がございませんでしたので歳入はございません。

使用料及び手数料は、使用料として1億1,892万3,030円で、合併浄化槽の現年度使用料の収納率は98.71パーセント、農業集落排水施設の現年度収納率は99.21パーセントでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金として3億1,016万1,000円を繰入れております。

繰越金は、99万2,913円でございます。

諸収入では、雑入として73万5,545円で浄化槽事務取扱手数料でございます。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費は、2億730万4,424円で、うち、浄化槽管理費では、ブローアの修繕、浄化槽の保守管理委託料、法定水質検査委託料、消費税等で1億2,441万741円。農業集落排水施設管理費は7,616万7,443円で、人件費、関係機関への負担金等の一般管理費は1,713万7,631円。各浄化センターの光熱水費、医薬材料費、管理委託料、マンホールポンプ及び下水道機器の修繕工事等の現場管理経費として5,902万9,812円となっております。農業集落排水施設建設改良費は、農業集落排水施設資産評価業務委託料で672万6,240円でございます。

公債費につきましては、2億2,283万9,684円で、合併処理浄化槽設置事業及び農業集落排水事業の町債に係る償還元金、償還利子でございます。

以上で、生活排水処理特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第10号、平成28年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 1 億 776 万 6,797 円、歳出総額 1 億 739 万 6,192 円、差し引き額 37 万 605 円となっております。

実質収支につきましては、決算書 86 ページをご覧ください。

次に、決算書 55 ページ、まず、歳入からご説明を申し上げます。

使用料及び手数料は、552 万 5,350 円で、グループ用ロッジ使用料などがございます。

財産収入は、11 万 9,455 円で、基金の利子でございます。

繰入金は、1,464 万 8,000 円。

繰越金は、101 万 4,320 円。

諸収入は、8,645 万 9,672 円で、主なものは天文台公園委託金とロッジ宿泊料などがございます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

教育費は、1 億 676 万 9,737 円で、人件費とグループ用ロッジや天文台の運営費でございます。

諸支出金は、62 万 6,455 円で、基金費であります。

以上で、西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第 11 号、平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算について、提案のご説明を申し上げます

歳入総額歳出総額とも 1 億 3,644 万 8,089 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 87 ページをご覧ください。

次に、決算書 59 ページで、まず、歳入よりご説明を申し上げます。

笹ヶ丘荘事業収入は、9,033 万 1,851 円。

繰入金、4,604 万 2,195 円。

諸収入は、7 万 4,043 円となっております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘費 1 億 3,644 万 8,089 円で、その主なものは、人件費、運営管理に伴う需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費などがございます。

平成 28 年度の施設利用客数は、宿泊者 8,306 人、休憩 9 人、食事 2 万 1,307 人、入浴 5,353 人、会議 368 人で、合計 3 万 5,343 人で、前年と比較いたしまして、730 人の増となっております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の提案のご説明とさせていただきます。

続きまして、認定第 12 号、平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

会計の決算額は、歳入歳出総額とも 2,434 万 7,934 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 88 ページをご覧ください。

次に、決算書 63 ページ、まず、歳入であります、診療収入は、853 万 5,738 円で、診療報酬等の収入でございます。

財産収入は、3,111 円で、歯科保健センター運営基金預金利子であります。

繰入金は、1,234 万 5,805 円で、一般会計からの繰入金でございます。

諸収入は、346 万 3,280 円で、歯科保健事業などの受託料・指導料 109 万 4,500 円、歯ブラシの売上料 36 万 8,780 円、保健文化賞賞金 200 万円でございます。

次に、歳出についてであります、総務費で 2,256 万 8,593 円、人件費のほか歯科保健センター管理費などがございます。

医業費は、177 万 9,341 円で、医薬材料費、歯科技工委託料などがございます。

以上、歯科保健特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第 13 号、平成 28 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いての提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 150 万 5,747 円、歳出総額 80 万 9,754 円、差し引き額 69 万 5,993 円となっております。

実質収支につきましては、決算書 89 ページをご覧ください。

次に、決算書 67 ページ、まず、歳入よりご説明を申し上げます。

財産収入は、基金預金利子 5 万 953 円。

繰入金は、基金繰入金 72 万 3,000 円。

繰越金は、前年度繰越金 73 万 1,794 円でございます。

歳出につきましては、宅地造成費が 8 万 7,346 円で、内訳といたしまして、草刈り等管理費が 3 万 6,393 円、基金積立金が 5 万 953 円であります。

公債費は、72 万 2,408 円で、内訳といたしまして、償還元金が 62 万 5,674 円、償還利子が 9 万 6,734 円となっております。

なお、平成 28 年度末で残る分譲地は長尾団地 1 区画と、さよひめ団地 1 区画、広山団地 2 区画の計 4 区画でございましたが、平成 29 年度に新たに下徳久 1 区画、茶屋 2 区画、手布 2 区画を追加をし、合計 9 区画の販売を開始をしたところ、手布 1 区画に申し込みがあり、本年中に新築される運びとなっております。

今後も引き続き宅地分譲を進め、町への定住促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上で、宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 14 号、平成 28 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案、説明申し上げます。

決算額は、歳入総額 459 万 8,141 円、歳出総額 8,046 円、差し引き額 459 万 95 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 90 ページをご覧ください。

次に、決算書 71 ページ、まず、歳入よりご説明申し上げます。

平成 28 年度の財産収入はございません。

繰越金は、458 万 9,141 円。

諸収入の町預金利子は 9,000 円となっております。

次に、歳出でございますが、73 ページ、歳出につきましては、総務費が 8,046 円でございます。

以上、佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第 15 号、平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案の説明を申し上げます。

まず、平成 28 年度の事業概要でございますが、水稻では 9 月の天候不順により穂発芽が見られました。獣害につきましては、防護柵等の対策が進んできたことにより減少傾向となっております。麦につきましては、湿潤害が一部発生をしております。家畜につきましては、病傷事故が増加いたしました。死廃事故が減少しております。大豆は、天候不順により播種時期が大幅に遅れましたが、収量には大きな影響はございませんでした。園芸施設では、雪害により 1 棟の倒壊が発生をいたしております。

次に、事業別の引受状況でございますが、水稻共済 1,279 戸 713.4 ヘクタール。麦共済 11 戸 31.4 ヘクタール。家畜共済 21 戸 2,767 頭。畑作物共済 22 戸 81 ヘクタール。園芸施設共済 12 戸 35 棟で、共済金額は総額 12 億 2,338 万 4,000 円でございます。

また、共済被害につきましては、水稻共済 33 戸、被害面積 5.6 ヘクタール、共済金 96 万円。麦共済 4 戸、共済金 134 万 3,000 円。家畜共済、死廃 110 頭、共済金 1,813 万 5,000 円。病傷 848 頭、共済金 1,093 万 1,000 円。畑作物共済 8 戸、共済金 47 万 6,000 円。園

芸施設共済1戸、1棟、共済金33万8,000円となっており、総額3,218万2,000円の共済金をお支払いをいたしております。

次に、決算額は5勘定合計で、収入総額9,229万9,580円、支出総額8,927万1,735円となっております。

まず、収入より説明を申し上げます。共済事業収益の内訳は、営業収益8,459万2,597円、営業外収益770万1,002円、特別利益5,981円でございます。

次に、支出の共済事業費用の内訳は、営業費用8,904万1,704円、営業外費用22万2,091円、特別損失は7,940円でございます。この結果、当期剰余金の合計は302万7,845円となりました。

本年度の剰余金処分は、農作物共済勘定の57万4,976円は法定積立金へ19万1,659円、特別積立へ38万3,317円。家畜共済勘定の240万2,797円は、法定積立金へ120万1,399円、特別積立金へ120万1,398円。畑作物共済勘定の5万72円は、法定積立金、特別積立金へそれぞれ2万5,036円をそれぞれ積み立てる予定といたしております。

以上で、佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次、最後になりますが、認定第16号、平成28年度佐用町水道事業会計決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

平成28年度の業務量は、年度末給水人口で4,060人となっており、前期より111人の減少、給水栓数は1,722栓で、15栓の減となっております。

今期の配水量は66万2,256立米で、前期より1万2,940立米の増となっており、有収水量は54万1,153立米で、9,441立米の増でありまして、有収率は81.7%となっておりますが、これは、今年度、工事に伴う洗管及び配水管等経年劣化に伴う漏水による水量が増加したものと考えております。

次に、決算書1ページをご覧ください。財政状況についてのご説明を申し上げます。

まず、収益的収入の第1款、水道事業収益は、1億8,851万4,357円で、前年度に比べ2,993万5,929円の減収となっております。その主なものは、高料金対策一般会計繰入金、公営企業法改正による減価償却見合い分の収益化、有価証券評価差益でございます。

また、収益的支出では、第1款、水道事業費は、2億1,556万9,007円で、前年度に比べまして3,489万2,014円の減額となっております。その主なものは、河川改修工事終了に伴う送水及び配水管の除却による固定資産除却費によるものでございます。

次に、3ページ資本的収入では、第1款、資本的収入で、2,672万412円で、その主なものは一般会計出資金、災害復旧債一般会計繰入金、道路改良に伴う工事負担金でございます。

また、資本的支出では、第1款、資本的支出は、6,970万8,067円で、その主なものは、久崎三叉路付近管渠移設工事、送水等ポンプ更新工事の建設改良費と企業債償還元金でございます。

次に、5ページ損益計算書では、営業収益1億502万3,049円に対して、営業費用は1億8,665万2,422円で、営業損失は8,162万9,373円となっており、一方、営業外収益は7,494万2,031円に對しまして、営業外費用は5,439万7,950円となっております。よって、差引き経常損失は2,723万1,423円となり、その他特別損失2,734円を加え、当年度の純損失は2,723万4,157円となり、前年度繰越欠損金2億7,796万6,550円を加え、3億520万707円が当年度未処理欠損金となり、7ページ欠損金処理計算書で翌年度繰越欠損金といたしております。

なお、詳細につきましては、7ページからの剰余金計算書、貸借対照表、その他決算付属書類等を添付いたしておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上で、佐用町水道事業会計決算の提案の説明とさせていただきます。

非常に長くなりましたけど、以上をもちまして、平成 28 年度の一般会計及び 15 の各特別会計の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

それぞれ、十分ご審議をいただきまして、ご認定を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。説明を終わらせていただきます。

議長（岡本安夫君） ただ今、認定第 1 号から認定第 16 号までの提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にしております、認定第 1 号から認定第 16 号までにつきましては、決算認定に関する案件であります。この件に関しましては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、決算特別委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、認定第 1 号から認定第 16 号までにつきましては、決算特別委員会を設置し、付託することに決定しました。

暫時、休憩をとりたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を、あの時計で午後 4 時とします。よろしくお願いします。

午後 0 3 時 5 2 分 休憩

午後 0 4 時 0 0 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

日程第 41. 決算監査報告について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 41 に入ります。決算監査報告についてであります。

提案されました認定第 1 号から認定第 16 号までにつきましては、監査委員による決算監査を受けておりますので、ここで代表監査委員より監査報告を受けます。

代表監査委員、樫本忠美君。

〔代表監査委員 樫本忠美君 登壇〕

代表監査委員（樫本忠美君） 監査委員の樫本でございます。

決算監査の報告に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、町振興発展のため、日々、ご尽力をいただいておりますこと、本席より厚くお礼を申し上げます。

また、職員の方々には、厳しい行財政の中、少子高齢化を迎えた中での住民の福祉向上と、町民の安全安心のまちづくりのため、それぞれの分野で献身的に取り組まれておりますこと、深く感謝を申し上げます。

さて、平成 28 年度決算監査であります。一般会計及び特別会計は、平成 29 年 8 月 3

日、4日、7日、8日の4日間、また、公営企業会計は6月27日に監査を実施いたしましたので、監査委員を代表して、審査結果を報告いたします。

審査に当たっては、各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、主要な施策の成果説明及び各基金の運用状況を示す書類について、それぞれが関係法令に準拠して調製されているか、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続により実施いたしました。

審査の結果であります、審査に付された各関係書類は、いずれも法令に規定された様式により作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、証書類、財産台帳等と符合して、計数的に正確であると認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の記載金額は、基金出納簿、証書類と符合し、計数的に適正であると認めました。

決算の概要及び審査の内容は、決算審査意見書のとおりですが、指摘事項を「審査のまとめ」として24ページ・25ページに記述しておりますので、ご報告させていただきます。

審査のまとめ。

まず、第1点目は、効果的な事業執行についてであります。社会経済環境の変化や高齢化に伴い、住民のニーズも多様化し、それに應えるために一部外郭団体への委託事業等を含め、各種事業が展開されているところでございます。今後とも事業の効率化を十分検証し、必要に応じて事業の再編や統廃合による事業の合理化を進められることを期待いたします。また、新規事業では、複数課に關係する事業について、一部であります協議調整の上実施されるなど、事業の効率化、費用対効果と雇用の創出に取り組まれていることを評価させていただきます。さらに、各課にわたる事業については、国県の補助事業の情報を密に共有し、地域に適切な事業展開を努めていただきたいと思います。

2点目は、教育と文化財についてであります。過年度において、小学校と保育園の規模適正化は、地域や保護者の意見を聴き、児童や園児の少子化に対応すべく取り組まれ、さらに新園舎の建設など、今後も、さらなる環境整備と児童や園児の健やかな学園生活にご尽力いただけるものと確信をしております。また、統廃合された公共施設の跡地活用につきましても、その活用方法に地域の雇用と創設など、新たな事業への取り組みを見守ってまいりたいと思っています。

次に、文化財への取り組みですが、永年、地域住民の望みであった利神城跡の国指定が、関係者の献身的な努力により指定される見込みとなったこと、また、三日月藩陣屋表門の移築復原計画など、文化財の保護活用に積極的に取り組まれておりますこと、高く評価させていただきます。

3点目は、指定管理施設と関係施設の適正な管理と支援についてであります。指定管理者制度は、管理者が民間の手法を用いて弾力性や柔軟性のある施設管理運営を行うことで、利用者の利便性やサービスの向上につながることで、そして、施設管理費や職員数の削減等による自治体の負担を軽減させることが目的であります。本町においても、多くの施設を指定管理者制度により運営されておりますが、管理者と地域性等において、その運営に格差が見受けられております。

また、施設によっては、収益事業にもかかわらず、管理者としての手腕と経営努力の不足を感じる施設もございます。特に、宿泊施設を中心とした指定管理施設の経営収支に苦慮されているのが現状でして、その管理者の経営手腕だけで解決できる状況に困難を感じております。また、一部の宿泊施設においては、経営収支に改善が見受けられず、長きにわたる事業費の補填が継続されている状況を真摯に受け止められ、その対応と対策を検討していただきたいと思います。

本町の地域特産物の加工販売を主とした指定管理者制度による事業も高齢化による後継者対策と費用対効果も考慮しながら施設の改善と、地域としてその活用に努力をしていただきたいと思います。

4点目は、庁舎機能の充実と住民サービスの向上についてであります。本町の庁舎も機能的に増改築され、住民サービスも向上し、慢性化していた来客者の駐車場不足も解消され、住民の皆様も感謝をされております。高く評価をさせていただきたいと思います。

今後は、老朽化した空き施設の増えた旧庁舎や文化会館の維持管理の費用等の後年度負担を踏まえ、統廃合を視野に入れた活用方法を検討していただきたいと思います。

5点目は、今後のまちづくりについてであります。先の平成21年台風第9号災害の復旧の完成を見ますに、兵庫県をはじめ関係機関・関係者に敬意を表したいと思います。今後とも安心安全なまちづくりに尽くしていただきたいと思います。

終わりに、合併後、10年余りが経過し、今後の財政状況が厳しさを迎えるに当たり、財政の継続性をはかるための方策をしっかりと定め、基金の活用も効果的に取り組み、老朽化したライフラインの健全な維持活用など、住んでよかったといえるまちづくりに努力されることをお願いして、決算審査の意見とさせていただきます。

終わります。

議長（岡本安夫君） 代表監査委員の決算監査報告は、終わりました。どうも、御苦労さまでした。

日程第42. 選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙について

議長（岡本安夫君） 次の日程第42は、選挙第1号、佐用町選挙管理委員及び補充員の選挙についてであります。この件につきましては、8月16日付で佐用町選挙管理委員会委員長より、任期満了により選挙を行うべき事由が発生した旨通知を受けております。よって、本日の会議で、選挙を行うものであります。

任期につきましては、平成29年12月2日から平成33年12月1日までであります。

ただ今から、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

続いて、お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、指名します。

まず、選挙管理委員には、今西憲一君、小林隆俊君、長尾富夫君、清水好一君。以上の

諸君を、次に、補充員として、1 番、岡本隆文君。2 番、鎌井千秋君。3 番、岩本弘美君。4 番、小笹和則君。以上の諸君を指名します。

ここで、指名しました諸君の名簿等の配付のため、しばらく休憩します。

午後 0 4 時 1 1 分 休憩

午後 0 4 時 1 2 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を続行します。

お諮りします。ただ今、議長において指名しました諸君を、選挙管理委員又は補充員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名しました選挙管理委員 4 名及び補充員 4 名の方が選挙管理委員又は補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただ今議長が指名しました順にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただ今議長が指名しました順序に決定しました。

日程第 43. 同意第 2 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 43、同意第 2 号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 2 号、佐用町公平委員会委員の選任同意についてご説明を申し上げます。

現在の任期が本年の 12 月 1 日をもって満了となるため、引き続き、前川福美さんを公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成 29 年 12 月 2 日から平成 33 年 12 月 1 日までの 4 年間でございます。ご同意いただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（岡本安夫君） 提案に対する説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決いたします。

この際、お諮りいたします。本案件につきましては、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第 2 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 2 号を、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、同意第 2 号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

日程第 44. 同意第 3 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 45. 同意第 4 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 46. 同意第 5 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 47. 同意第 6 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 44 に入りますが、日程 44 から日程 47 までについては一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よってそのように決します。

同意第 3 号、同意第 4 号、同意第 5 号及び同意第 6 号の佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 3 号から 6 号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について一括してご説明を申し上げます。

現在のそれぞれの任期が本年の 12 月 1 日をもって満了となるため、同意第 3 号につきましては、引き続き、佐用町横坂 57 番地、大橋正毅さんを。

同意第 4 号につきましては、引き続き、佐用町上月 631 番地、谷本正英さんを。

同意第 5 号につきましては、引き続き、佐用町三日月 1119 番地 10、春國靖夫さんを。

同意第 6 号につきましては、新たに、佐用町安川 1097 番地、三角雅昭さんを固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第 423 条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、平成 29 年 12 月 2 日から平成 32 年 12 月 1 日までの 3 年間でございます。

ご同意いただきますように、お願いを申し上げて、提案の説明といたします。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決いたします。

この際、お諮りいたします。本案４件につきましては、人事案件でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第３号から順次、採決を行いますのでよろしくお願いします。
なお、この採決は、挙手によって行います。

まず、同意第３号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、同意第３号は、原案のとおり同意されました。

次に、同意第４号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、同意第４号は、原案のとおり同意されました。

次に、同意第５号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、同意第５号は、原案のとおり同意されました。

次に、同意第６号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって同意第６号は、原案のとおり同意されました。

日程第 48. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 48、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題とします。

お諮りします。平成 28 年度佐用町一般会計、13 特別会計及び 2 事業会計決算の審査の

ため、議員全員による決算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、全員による決算特別委員会を設置することに決定しました。

日程第 49. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 49 に入ります。
特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。
先の全員協議会において協議され、委員長及び副委員長が決定されておりますので、決算特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を議長より発表します。
佐用町議会、決算特別委員会委員長、平岡きぬゑ君。副委員長、小林裕和君。以上の両君が、決算特別委員会の委員長及び副委員長に選任されました。
よろしくお願いいたします。

日程第 50. 委員会付託について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 50、委員会付託についてであります。
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後 0 4 時 2 0 分 休憩

午後 0 4 時 2 1 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を続行します。
お諮りします。お手元に配布しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（岡本安夫君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。委員会等開催のため明日 9 月 9 日から 11 日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
次の本会議は、来る 9 月 12 日午前 10 時より再開し、一般質問を行いますので、ご承知

おきくださるようお願いします。

それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

最後に、決算特別委員会、平岡きぬゑ委員長から、御挨拶をお願いします。

決算特別委員長（平岡きぬゑ君） お疲れさまでした。

明日、明後日と、予定では午前9時から決算特別委員会を開かせていただきます。

先ほど、指名されました委員長の平岡と、

決算特別副委員長（小林裕和君） 副委員長の小林です。

決算特別委員長（平岡きぬゑ君） よろしく申し上げます。以上です。

議長（岡本安夫君） はい、御苦労さまです。

それでは、本日は、これで散会しますが、ちょっと、資料配付のため、しばらく残っておいてください。お願いします。当局側は、退場していただいて結構です。

午後04時23分 散会
